

平成28年第1回熊野町議会定例会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 平成28年3月8日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成28年3月8日

~~~~~  
4. 出席議員（16名）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 尺 田 耕 平  | 2番 竹 爪 憲 吾  |
| 3番 立 花 慶 三  | 4番 諏訪本 光    |
| 5番 沖 田 ゆかり  | 6番 片 川 学    |
| 7番 時 光 良 造  | 8番 民 法 正 則  |
| 9番 荒 瀧 穂 積  | 10番 大瀬戸 宏 樹 |
| 11番 藤 本 哲 智 | 12番 山 野 千佳子 |
| 13番 久保隅 逸 郎 | 14番 中 原 裕 侑 |
| 15番 馬 上 勝 登 | 16番 山 吹 富 邦 |

~~~~~  
5. 欠席議員（0名）

~~~~~  
6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 町 長       | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長     | 立 花 隆 藏 |
| 教 育 長     | 林 保     |
| 総 務 部 長   | 岩 田 秀 次 |
| 民 生 部 長   | 清 代 政 文 |
| 建 設 部 長   | 森 本 昌 義 |
| 教 育 部 長   | 民 法 勝 司 |
| 総 務 部 参 事 | 石 井 節 夫 |
| 総 務 部 次 長 | 宗 條 勲   |
| 民 生 部 次 長 | 光 本 一 也 |

|        |        |
|--------|--------|
| 建設部次長  | 沖田 浩   |
| 教育部次長  | 横山大治   |
| 企画財政課長 | 西村隆雄   |
| 商工観光課長 | 時光良弘   |
| 税務課長   | 貞永治夫   |
| 福祉課長   | 加島朋代   |
| 住民課長   | 堀野辰夫   |
| 健康課長   | 隼田雅治   |
| 生活環境課長 | 中井雅晴   |
| 開発指導課長 | 林 武史   |
| 上下水道課長 | 寺垣内 栄作 |
| 生涯学習課長 | 中村 憲治  |
| 会計課長   | 光本 琴音  |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|--------|
| 議会事務局長 | 三村 伸一 |
| 議会事務局書記 | 小川 征一郎 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程（第1号）

開 会 宣 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（片川光）
- 日程第 7 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（東都茂江）
- 日程第 8 議案第 1号 専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の一部

を改正する条例の報告及び承認について

日程第 9 議案第 2 号 専決処分した平成 27 年度熊野町一般会計補正予算（専決第 1 号）の報告及び承認について

日程第 10 議案第 3 号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

日程第 11 議案第 4 号 行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について

日程第 12 議案第 5 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について

日程第 13 議案第 6 号 くまの・みらい交流館の設置及び管理等に関する条例案について

日程第 14 議案第 7 号 熊野町出張所設置条例及び熊野町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 15 議案第 8 号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 16 議案第 9 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 17 議案第 10 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 18 議案第 11 号 熊野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例案について

日程第 19 議案第 12 号 熊野町立学校給食審議会条例の一部を改正する条例案について

日程第 20 議案第 13 号 熊野町社会体育施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 9. 議事の内容

（開会 9 時 30 分）

○議長（山吹） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、早朝より大変お疲れさまでございます。また、傍聴者の皆様方におかれましては、いつも町議会を傍聴いただきましてまことにありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年第1回熊野町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番尺田議員、2番竹爪議員、3番立花議員の3名を指名します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） これより日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より18日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より18日までの11日間とすることに決定しました。

これより、議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。  
暫時休憩いたします。

（休憩 9時30分）

（再開 9時31分）

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告させます。

事務局長。

~~~~~〇~~~~~

○議会事務局長（三村） 諸般の報告をいたします。

昨年12月11日、議会広報特別委員会が開催され、熊野議会だより第97号の紙面校正を行いました。

12月12日、第2回くまどくフォーラムが町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

12月17日、安芸地区衛生施設管理組合の第2回定例議会が開催され、議長が出席しました。主な議案は、平成26年度安芸地区衛生施設管理組合の各会計の歳入歳出決算認定、平成27年度安芸地区衛生施設管理組合の各会計の補正予算で、いずれも原案のとおり可決されております。

また、同日、広島県海田高等学校財産組合議会が開催され、議長が出席しました。主な議案は、平成26年度決算認定、平成28年度一般会計予算で、いずれも原案のとおり可決されております。

12月18日、文教委員会が開催され、熊野町教育施設の修繕経過と今後の計画の確認、熊野第一小学校及び町内社会教育施設訪問について協議しました。

1月7日、議会広報特別委員会が開催され、熊野議会だより第97号の記事校正を行いました。

1月8日、広島県町議会議長会の定例議長会議が開催され、議長が出席しました。主な議題といたしまして、平成27年度の自治功労者表彰や町議会議員研修会等について協議を行いました。

1月10日、平成28年熊野町消防出初式が町民グラウンドで行われ、議長が出席し、祝辞を述べました。また、同日、成人を祝う会が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

1月13、21日の両日、議会広報特別委員会が開催され、熊野議会だより第97号の記事校正を行いました。

1月22日、文教委員会が開催され、熊野第一小学校及び町内社会教育施設の現地視察を実施しました。

1月24日、呉市役所新庁舎落成記念式典に議長が出席しました。

1月25日、議会広報特別委員会が開催され、議会だよりの編集方針について協議しました。

1月29日、議会全員協議会が開催され、議会における報告案件3件、協議案件1件について協議しました。また、同日、産業建設委員会が開催され、所管事務調査に向けて事前協議を行いました。

2月9日、10日の2日間、産業建設委員会が所管事務調査を行いました。9日には宮崎県の高原町において、「高原町における付加価値の高い農業施策について」、「農業生産法人四位農園について」、「皇子原公園ヒガンバナまつりについて」、10日に

は鹿児島県の「道の駅山川港活お海道の運営状況について」、それぞれ調査・研修を行いました。

2月14日、第43回熊野駅伝大会が開催され、議長が出席し、表彰の授与と挨拶を行いました。

2月16日、広島県後期高齢者医療広域連合平成28年第1回定例議会が開催され、沖田議員が出席しました。主な議案は、平成28年度一般会計予算及び特別会計予算などで、いずれも原案のとおり可決されております。

同日、熊本県長洲町議会、議会運営委員会が議会運営についての視察研修で来町され、議長等が出席いたしました。

2月19日、平成27年度自治功労者等表彰式並びに広島県町議会議員研修会がKKRホテル広島で行われました。自治功労者等表彰では、町議会議員として27年以上在職された議員として馬上議員と中原議員が、また20年以上在職された議員として山吹議長が表彰されました。研修会では、午前、広報・編集コンサルタントの芳野政明氏による、各町の議会広報紙に対する講評が行われ、午後からは、「政治の行方を読む」と題しまして、時事通信社仙台支社長、山田恵資氏から講演をいただきました。

2月25日、議会全員協議会が開催され、執行部からの報告案件5件、協議案件2件、議会からの報告案件3件について協議しました。また、午後からくまの・みらい交流館ほか2カ所の町内施設の現地視察を実施しました。

2月26日、安芸地区衛生施設管理組合平成28年第1回定例議会が開催され、議長が出席しました。主な議案は、組合経費の負担方法や、平成28年度の一般会計及び特別会計予算で、いずれも原案のとおり可決されております。

また、組合議会終了後、平成27年度第2回安芸地区消防運営協議会が開催され、議長が会議に出席しました。主な議題といたしまして、安芸地区消防運営協議会委員長の選任や、平成28年度の安芸地区における消防事務運営経費で、原案のとおり承認されております。

3月3日、議会運営委員会を開催し、第1回熊野町議会定例会の議事運営について協議を行いました。

続きまして、議長宛てに陳情書・要望書等が提出されておりますので紹介します。事前にお配りしております「陳情書・要望書等一覧」の資料をごらんください。

1月7日、「軽度外傷性脳損傷、脳震とうの周知と予防、その危険性や予後の相談の

できる窓口などの設置を求める陳情」が、軽度外傷性脳損傷仲間の会代表、藤本久美子氏から提出されています。

2月2日、「宇宙船地球号を守るための陳情」、「地球社会建設決議陳情書」が、横浜市在住の荒木實氏から提出されています。

2月10日、「電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書」が、一般社団法人広島電業協会会長小畑博文氏から提出されています。

諸般の報告は以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

〇議長（山吹） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、施政方針を行います。

平成28年度の予算編成に当たり、町長から施政方針説明の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

~~~~~〇~~~~~

〇町長（三村） 平成28年3月定例会に際し御参集をいただき、心から感謝を申し上げます。

振り返ってみますと、去年は地方創生元年と呼ばれる1年でした。将来的な人口減少と地域経済縮小の克服を目的として、全国の自治体で地方版総合戦略を策定することになりました。本町におきましては、10年の計画期間でスタートした第5次熊野町総合計画がちょうど折り返し時点を迎えることから、後期基本計画の策定に着手し、そこに新たな視点として、本町の強みや潜在価値を生かし、定住人口、交流人口の増加を図るブランド戦略を掲げることにしました。そして、これと一体的に策定した本町の地方版総合戦略である「熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に具体的な施策を盛り込んだところでございます。

さて、私が町長に就任してから早いもので8年目という節目の年を迎えるに至っております。この間、議員の皆様からさまざまな御意見、御指導をいただくとともに、5度の地域懇談会を始め、さまざまな機会を通じて住民の皆様から直接町政に対する御意見や御要望を伺ってまいりました。こうしたことを踏まえ、引き続き第5次熊野町総合計画・後期基本計画及び熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に向け、議員各位はもとより、住民の皆様との御理解と御協力をいただきながら、鋭意町政の運営に取り組

んでまいる所存でございます。

それでは、平成28年度の予算案並びに諸案件の御審議をお願いするに当たり、私の所信及び町政の基本方針を述べさせていただきます。

初めに、町政を取り巻く経済・社会情勢について申し上げます。

国際的には、アメリカでは金融政策の正常化が進み、経済的な好循環が継続されておりますが、中国を初めとするアジア新興国等の景気が下ぶれしており、我が国の景気への影響が懸念されております。

そのような状況下ではありますが、昨年10月に発足した第3次安倍内閣は、1億総活躍社会を旗印に挙げ、希望を見出す強い経済、夢を紡ぐ子育て支援、安心につながる社会保障の新3本の矢を放ち、引き続きアベノミクスを推進し、地方創生に取り組む決意を示しました。現時点では各種施策の効果もあり、雇用・所得環境の改善により、緩やかながら景気回復に向かうことが期待されております。

それでは、このような経済、社会情勢を念頭に置いて、平成28年度の取り組みにつきまして申し上げます。

平成28年度の当初予算案におきましては、第5次熊野町総合計画・後期基本計画において、定住・交流人口の拡大のためのブランドの確立という新たな視点で盛り込んだブランド戦略を推進するため、総合計画に定める政策体系ごとに重点配分を行うなど、事業の選択と集中を図ったところでございます。

特に、西部ふれあい広場の整備や、くまの・みらい交流館に隣接して大型遊具を設置するなど、熊野団地の住環境を保全し、利便性の高いまちづくりを進める都市再生整備事業などにより、「暮らしの基盤が整ったまちづくり」を推進し、また生活福祉交通おでかけ号の運行や、生活道路の改良などによる「日常生活を快適に暮らせるまちづくり」、子育て支援の充実や学校施設の大規模改修などによる「子供がすこやかにたくましく育つまちづくり」、防災・減災対策の強化などによる「安全に安心して暮らせるまちづくり」などを重点的に推進することとしております。それぞれの施策を通じ、最小の経費で最大の効果が上がるように努め、住民の満足度の高いまちづくりに引き続き取り組んでまいります。

また、地方創生のための取り組みにつきましても、これまでの積み重ねをベースに、筆の都の魅力をさらに高め、定住・交流人口の維持、増加に努めてまいります。その一環として、1億総活躍社会の実現に向け、国の補正予算により措置された地方創生加速

化交付金を活用し、熊野町観光基本戦略を策定いたします。

この基本戦略は、地域資源の総点検を行い、基幹産業である熊野筆を含めたまちの底力を掘り起こすとともに、民間活力を活用したにぎわい創出拠点を企画立案するものであります。特に、筆の里工房周辺の再開発を行い、物産館や最近急増しております外国人観光客が書道など日本文化を体験できる施設を視野に入れながら、熊野町の観光振興の拠点にしたいと考えております。そのため、専門家への業務委託費などの必要経費を平成27年度補正予算に計上し、平成28年度当初予算と一体的に執行してまいりたいと考えております。

また、4年後の2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピックを見据えて結成されました2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合に参加し、この連合体が開催しますさまざまなイベントを通じて、熊野町のさらなるアピールを図ってまいります。

それでは、平成28年度当初予算の部門ごとの取り組みの一端を説明させていただきます。

まず、総務部門でございます。

生活福祉交通おでかけ号につきましては、利用状況が増加傾向にあり、日常生活における移動手段として期待されていることから、引き続き運行してまいります。

さらに、筆産地の歴史と文化を生かした出会いと交流のあるまちづくりでございます。筆産業の振興と筆文化の継承を目的として建設した筆の里工房は、一部老朽化が進み、平成27年度には外壁等の改修工事を実施しましたが、引き続き施設周辺の外構防水工事を行います。また、スマートフォン等により常設展示の説明を英語、日本語の音声で聞くことができる環境を整備し、外国人の観光客にもわかりやすく筆文化を伝えるなど、施設の魅力向上に努めてまいります。

次に、定住・交流の促進でございます。人口減少が進む中、人口を維持するための施策として、国の地方創生交付金により制作した町のPRビデオを活用し、筆の都熊野町の魅力を発信いたします。また、筆産業振興事業では、紙、墨、すずりの産地である鳥取県鳥取市、愛知県鈴鹿市、宮城県石巻市と連携し、2年ごとに開催しています「文房四宝まつり」の開催地として事業を実施し、筆産地からの情報発信の強化を図ってまいります。

次に、安全に安心して暮らせるまちづくりです。一昨年の広島豪雨災害のように、近

年、想像を絶する自然災害が地球規模で多発していることから、今後もより一層の防災、減災対策に取り組んでまいります。

また、これまでの地域を主体とする避難訓練の実施に加え、住民参加型の総合防災訓練を10月に実施する予定としています。この訓練は、大型の地震災害を想定して実施することとし、町内伝達情報などの初動対応を確認するとともに、防災関係機関等にも広く参加を呼びかけ、相互連携を強化し、災害時に何をすべきかを参加者全体で考え、認識を深められるよう計画してまいります。

次に、救助に当たる地域防災力の向上を目的とした安全・安心まちづくり事業助成金制度を創設します。自治会が実施する地域の防災、防犯等に資する自主的な取り組みを支援します。また、昨年度から始めた自主防災組織育成支援助成制度を継続し、自主防災組織の育成に対する支援を行い、総合計画・総合戦略の重点施策でもある災害に強いまちづくりの推進に取り組んでまいります。

次に、民生部門でございます。

少子高齢化の一層顕著な進行に対応するため、子ども・子育て支援新制度、介護保険制度においては総合事業などの新たな取り組みが始まっております。また、地方創生に向け、地方版総合戦略に掲げた施策を実行していく中、本町においても子育て支援、高齢者支援をさらに充実させ、住民福祉サービスを向上させていくことが求められております。このようなことから、民生部において平成28年度当初で組織機構の改編を行うこととしました。

その内容でございますが、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援、母子保健を総合一体的に推進する「子育て健康推進課」を設置し、また地域包括支援センターを中心に、介護予防と介護サービスなどの高齢者福祉施策を一体的に行う「高齢者支援課」を設置するものでございます。

まずは、子育てしやすい環境の熊野町で安心して子育てを行っていただき、伸び伸びと子供を育てていただきたいと考えております。子育て支援策におきましては、2年目を迎えた子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠期から出産、保育所や幼稚園、そして児童虐待の対応など、就学前まで切れ目のない総合的な支援を進め、子育てを社会全体で支える環境づくりに取り組んでまいります。

母子保健では、不妊症の治療費助成や妊婦健診に、町内歯科医院での歯周病健診、2歳のフッ素湿布事業を新たに行い、これまでに実施している妊婦健診、乳幼児健診や育

児相談、乳児家庭全戸訪問事業などとともに、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図ってまいります。

家庭での保育を支援する子育て支援センターで行うファミリーサポート事業の充実を図るとともに、保育所サービスでは老朽化の著しい保育所ひかり学園の全面建てかえを行う社会福祉法人光生会に対し整備費の助成を行うほか、多様なニーズに対応するための特別保育、年度途中において待機児童を出さないよう取り組んでまいります。また、町内の幼稚園ともさらに連携を深めるとともに、保護者の就労環境に応じた一体的な保育・教育を支援してまいります。

放課後児童クラブにおいては、対象学年を4年生まで拡大したことにより、手狭となった第二児童クラブは小学校の校舎内に移転します。

子育て世代への経済的な負担軽減策につきましては、小・中学生の入院医療費と小学校就学前の子供を対象とした医療費自己負担の完全無料化を維持するとともに、新制度に移行することにより町が設定することとなる私立幼稚園の保育料は、保育所と同様に国の基準により低く設定いたします。

また、くまの・みらい交流館に隣接する敷地に大型遊具のある芝生広場を整備し、神田浄水場跡地には他世代交流の場として西部ふれあい広場を整備する計画を進めます。

次に、健康づくりの推進では、改定する健康増進計画、健康くまの21、職域推進計画をもとに、町民みずからが食と運動を中心とした健康づくりに取り組めるよう支援してまいります。ノルディックウォーキングの普及や西部地区の公園などを中心としたウォーキングコースの設定を行い、健康意識の向上を図ってまいります。

住民健診においては、乳がん、子宮頸がんの助成、がん検診を医療機関で個別に検診できる体制の整備を行うなど、健康診査やがん検診の充実を図ります。また、国民健康保険の医療費分析システムを活用し、腎症重症化予防教室を初め、各種健康教室、相談事業を実施してまいります。感染症に対しましては、正しい知識の普及啓発、接種勧奨を実施し、予防接種の接種率の向上に努めます。

高齢者施策につきましては、健康づくりから介護予防に至る高齢者の総合的な支援への取り組みを強化いたします。また、要支援1及び2の高齢者に対する介護予防給付のうち、ホームヘルプサービスとデイサービスを町が地域の実情に応じた取り組みを実施することとなる介護予防日常生活支援総合事業に移行いたします。現行のサービス内容、サービス単価を踏襲するなど、利用者に不安や混乱が生じないよう円滑な移行に努めて

まいります。

障害者施策として、重度障害者の社会活動を促進するため実施している福祉活動、福祉タクシー利用助成の助成上限額を1回当たり620円から1,000円に増額するなど、引き続き第4期障害福祉計画に基づき、障害者の日常生活の支援に努めてまいります。高齢者及び障害者施策においては、地域での活動グループに対する支援、社会参加活動の促進を図るとともに、ボランティアの協力を得ながら、地域と一体となり事業を推進してまいります。また、消費税引き上げの影響を踏まえ、低所得者及び障害遺族年金受給者に対しまして臨時的、暫定的な給付金を国の施策に基づき今年度に引き続き支給してまいります。

環境対策としましては、公衆衛生活動を実施する団体や小型浄化槽の設置に対する補助金の交付を引き続き実施し、ごみの資源化及び公共用水域の水質保全を図るとともに、町民の環境意識の高揚に努めてまいります。また、環境センターにつきましては、引き続き指定管理者に運営を委託し、適正な管理と住民サービスの向上に努めてまいります。

次に、建設部門でございます。

まず、町内の県道の整備についてでございます。県道矢野安浦線につきましては、新年度においても川角地区から呉地地区までの現道拡幅及びバイパス事業において、県道瀬野呉線におきましての新宮地区の交通安全施設等整備事業及び深原地区の県道バイパス整備事業につきまして、引き続き用地買収が実施される予定となっております。これらの県道整備事業の早期完了について、県と連携して取り組んでまいります。

進展する人口減少社会にあって、町の活力を維持するためには県道の利便性を向上させ、近隣市町との道路ネットワークを強化することは重要であり、これまでさまざまな機会を捉えて議員の皆様とともに要望活動を行ってきたところであります。その結果、新たに県道矢野安浦線の阿戸別れ交差点の渋滞対策、また海田大橋入り口交差点の渋滞対策が、現在策定中の「広島県道路整備計画2016」に整備箇所として盛り込まれることとなりました。皆様の御協力に感謝申し上げますとともに、今後はこれらの対策に向けた協議・調整を県と連携して行ってまいります。

砂防事業につきましては、雲母川において引き続き用地買収が行われる予定でございます。また、初神地区の治山事業につきましては、引き続き工事が実施される予定となっております。

町道の整備につきましては、出来庭地区において、呉出来庭線の狭あい部分の用地買

収を進めてまいります。藪太央線につきましては、引き続き工事を実施してまいります。また、神田地区において山崎線の拡幅工事を実施するほか、地元住民の要望を踏まえ、中溝地区や平谷地区などにおいて局部改良工事を実施してまいります。これまで継続的に整備しております熊野団地内の側溝整備事業につきましては、引き続き、都市再生整備事業により整備を推進いたします。

道路インフラの老朽化対策につきましては、国の交付金を活用し、橋梁の点検や補修工事などを計画的に実施し、道路の安全、安心の確保に努めてまいります。

次に、林業振興対策事業として、引き続き「ひろしまの森づくり事業交付金」を活用し、町有地の松枯れ対策等を行います。都市再生整備事業を活用し、子育て世代に憩いの場を提供するため、東山公園、貴船公園、坊主山緑地の整備を行います。

また、子育て世代の住宅取得に対する“住むならくまの”応援事業は、これまで行ってきた子育て世代定住促進助成金事業を引き継ぐ事業で、子育て世代の定住を促進するため助成金を交付することにより、人口の維持、地域の活性化を図ってまいります。

続きまして、公共下水道事業でございますが、引き続き新宮地区の一部におきまして約7.8ヘクタールの整備を予定しております。昭和40年前半に造成された熊野団地内の老朽管の改築更新工事を計画的に行うため、町道団地1号線及び団地2号線に沿った地区を対象に、延長5.3キロの管路調査を実施いたします。また、町内下水道施設において、今後予想される老朽化に伴い維持管理計画を策定いたします。

上水道事業では、新宮及び川角地区において、未給水地区の配水管整備を行うほか、熊野団地内の老朽管を計画的に更新してまいります。また、水道事業を取り巻く現状と課題を総合的に分析、評価し、目指すべき将来像を設定するとともにその実現を図るため、熊野町水道ビジョンを策定いたします。

次に、教育部門でございます。

安全・安心な教育環境の充実のため、設置後35年を経過し老朽化の著しい熊野東中学校において、普通教室棟の大規模改造工事と武道館屋根の改修工事を行い、熊野第一小学校についてはプール棟の防水工事を実施いたします。また、熊野第一小学校東校舎及び熊野第三小学校南校舎の大規模改造工事、並びに小・中学校の屋外階段修繕のための業務を実施し、教育環境の改善と施設の保全を計画的に実施してまいります。

次に、学校給食事業でございますが、中学校にデリバリー方式の給食を導入いたします。導入に当たり、両中学校において給食用のリフトの設置工事を実施し、整備完了を

見込む2学期後半には給食を開始する予定としております。

生涯学習の分野におきましては、生涯学習と多世代交流の推進を図る本町の西部地区の拠点施設として、くまの・みらい交流館が完成いたします。町民の皆様に愛され、親しまれる施設として運営してまいりますので、多くの皆さんに気軽に御利用いただきたいと考えております。また、隣接する芝生広場とともに、子育て世代の憩いの場となるよう一体的な運営を行ってまいります。

家庭教育、青少年教育では、小学校を対象とした子供の居場所づくりとしまして、地域の皆様に御協力いただきながら、各種体験活動を取り入れた放課後子ども教室事業を引き続き実施してまいります。

社会教育、生涯スポーツにつきましては、町民グラウンドの雨水排水機能の改善を図るため、改修工事に向けた設計作業を実施してまいります。また、町民グラウンドの周辺の老朽化した社会体育施設も随時改修しながら、社会体育の拠点機能を高め、地域住民の生涯スポーツ活動の推進を図ってまいります。

これらの施策を中心に予算編成を行いました結果、平成28年度の一般会計の当初予算の総額は85億1,957万9,000円となり、前年度と比べ1.1%の減となっております。また、特別会計につきましては、4会計で73億3,268万8,000円、前年度と比べ0.3%の減、企業会計である上水道事業会計については5億5,440万8,000円、前年度と比べ4.3%の減となっております。

以上、平成28年度における主要施策につきまして、その概要を申し上げました。

終わりに、今後も住民の視点に立ち、第5次熊野町総合計画及び総合戦略に沿ったまちづくりに全力を傾注してまいります所存でございます。諸施策の推進につきまして、議員各位を初め、住民の皆様の格別なる御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、平成28年度の施政方針とさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で、町長の施政方針説明を終わります。

これより日程第5、一般質問を行います。

7名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、5番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） 5番、沖田でございます。

私からは、子育て支援について、平成27年3月に策定されました熊野町子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育環境について質問をさせていただきます。

1点目に、東日本大震災より多くの保護者の皆様、また保育士の皆様より御要望いただいております保育所ひかり学園及び初神保育園における老朽化の進む建物の改築、整備等に対する支援についてお伺いいたします。

2点目に、町内私立幼稚園における老朽化の進む建物の改築整備等に対する支援についてお伺いいたします。

3点目に、延長保育事業の充実についてですが、通常の保育時間は午前7時30分から午後6時30分までですが、町内全保育所のうち1施設で午前7時から、3施設が午後7時まで、1施設が午後7時30分まで保育時間の延長をしておりますが、平成27年度からは新たに2施設で午前7時から延長保育を実施するとのことですが、現状をお伺いいたします。

4点目に、病児・病後児保育の充実についてですが、現在、熊野町においては1施設にて病気回復期の子供を一時的に保育するための病後児保育を実施しておりますが、今後どのように充実させていくのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 沖田議員の子育て支援についての御質問にお答えします。

昨年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。子供が健やかに成長できる社会を目指し、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育ての充実を図ろうとするものでございます。本町におきましても、改編による新たな民生部の機構のもと、安心して子供を産み、健やかに育てることができる環境の充実に向け、保育事業を初めとする各種施策の推進に、関係機関・団体と一体となって取り組んでまいります。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 沖田議員の子育て支援についての質問について、詳細にお答えします。

まず、老朽化の進む保育所の改築整備費に対する町の支援についてですが、現在、社会福祉法人光生会が運営する保育所ひかり学園について、平成28年度の整備に向け準備を進めております。

保育所ひかり学園の園舎は、昭和44年に建設され、築46年が経過しており、かなり老朽化が進んでおります。国の平成28年度施設整備費補助金の採択に向け、法人と協議の上作成した事業計画書を県に提出したところです。

私立幼稚園の改築については、現時点では特に要望等は受けておりません。

次に、延長保育事業についてですが、通常の保育時間を超えて子供を預かる延長保育は、保育所ひかり学園、くまの中央保育園、初神保育園の3園で夜7時まで、くまの・みらい保育園で夜7時30分まで実施しています。保護者からの要望を受け開始した朝7時から早朝保育は、保育所ひかり学園、くまの・みらい保育園、くまの中央保育園で実施しております。平成26年度の利用状況は、早朝保育が月平均で54人、夜の延長保育が104人です。

次に、病児・病後児保育についてですが、今年度から広島市、呉市、安芸郡4町などによる広域連携により市町域を超えて相互利用できることになりました。本町では、病気からの回復期にある園児をお預かりする病後児保育事業をくまの・みらい保育園で実施しており、毎年10人前後が利用しておりますが、病気の園児をお預かりする病児保育施設は町内にはなく、広島市内の医療機関が運営する施設を利用している状況です。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） ただいま町長の施政方針にもございましたように、保育所ひかり学園に対しましては県のほうに要望し、予算組みもしていただいているということで大変安心いたしました。保護者の皆様も安心してくださることと思います。

ただいまの答弁の中に、初神保育園についての御答弁がなかったように思うのですが、それをお伺いいたします。



園、それと中央保育園のほうで、同じく7時からということで始めております。

今のところ、朝の保育については特にさらなる時間の前倒しというところについては特に要望は伺っておりません。夜の延長保育なんですけども、定時の6時半から7時までの延長保育、これはみらい保育園を除く3園で実施をしております。みらい保育園については定時の6時半から1時間、7時半までのところでやっております。

これも特に強い強い要望は、時間の要望等は受けておりませんが、やはりこの延長に際しましては特に保育士の確保というものがやはり合わせて検討が必要ということになっておりますので、今後さらなる保護者の要望がございましたら、やはり園のほうとも協議といたしますか、検討をせざるを得ない状況でございますが、特に今の段階ではさらなる時間の延長ということは出ておりませんので、今後そういった声が出てまいりましたら、園とも協議の上、考えていこうというふうに考えております。

保育士の面におきましては、やはり今の現状では朝の早朝保育、夜の延長保育とも、園のほうでやはり早番、遅番というようなシフトを敷いていただいて対応しておるといふふうな状況でございます。やはりそういった非常に園には保育士の確保と手配といたしますか、シフト組み等で苦勞をいただいておりますので、やはりこういったところでも十分検討しながら拡大については慎重に扱ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） それでは、現在のところ保護者からのニーズは満たされていると考えてよろしいでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 先ほども御答弁申し上げましたが、特にそういった視点での調査とかアンケートというものは、実は事業計画を策定するときこういった時間で十分であるかどうかというふうなところは調査したものがございます。これは平成25年度ということで、その時点から今の時点まではさらに突っ込んだ調査はしておりませんが、園、保護者等から、特にさらなる延長という強い声を聞いてないのが現状でございます。

〇議長（山吹） 沖田議員。

〇5番（沖田） ありがとうございます。この延長保育についてなんですけれども、特に早朝保育ですが、現在熊野町の保育士さん、若い方がたくさんいらっしゃいまして、子育て中の方も多くいらっしゃいます。この子育て中の保育士が早朝保育に出勤するために自分の子供を預けられない現状に対して、昨年、早朝保育に出勤できないために退職された保育士の方もいらっしゃるかと伺っております。この保育士不足が叫ばれる中、保育士確保のためにも保育士の子供を優先的に預けることができるようにできないでしょうか。

〇議長（山吹） 光本民生部次長。

〇民生部次長（光本） 保育所の現場で働いておられる保育士の方が、やはり自分の子供を預けて例えば早朝保育で保育所に勤められることになれば、当然7時から延長保育の業務につく保育士さんについてはそれよりもさらに早くという要望は、物理的にございます。本町の場合はこういった場合、広域保育ということで、例えば熊野町の保育所に勤められる保育士の方は、例えば広島市の住民の方であれば熊野町の保育所に子供さんを預けられると。逆に、熊野町の住民の方で広島市の保育所に勤められる方については、勤務先である保育所等に保育ができるような広域保育という対応をとっております。今のところ町内にも、やはり町外にも同じような方がおられますので、そういう対応を通じて保育士の方がやめないような勤務体系を確保するという対応しているような状況でございます。

以上でございます。

〇議長（山吹） 沖田議員。

〇5番（沖田） ありがとうございます。

先日、光生会さんにお伺いしたんですけれども、やはり保育士といえども一人の母親なので、自分の子供が同じ保育園にいと子供も里心がつきますし、お母さんといたし

ましても気になるということで、今答弁がありましたように、違う園に預けることができるということが一番理想だと思います。光生会さんの中では中央保育園に勤めていらっしゃる方であれば、自分の子供はひかり学園のほうに預けるといったような対応をされているということで、今後もそういったように、また今御答弁にもありましたように、朝番、遅番というシフト組みの中で対応していただいているということで、今後もそのような方向性で、保育士の方が働きやすい環境を、また保護者の方が安心して子供を預けられるよう御支援していただきたいと思います。

次に、病児保育と病後児保育についてなんですけれども、熊野町においてはみらい保育園で病後児保育を行っておりますが、先ほどお聞きいたしましたところ、年間の利用者が10人前後ということなのですが、この点について、みらい保育園に通われていない子供の、ほかの保育園に通われている子供であっても、町内の子供であればこのみらい保育園の病後児保育が利用できるということを御存じない保護者の方が多いと伺っております。この年間利用人数が10人というのはかなり周知がされていないということをお話しているのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~  
○民生部次長（光本） 病後児保育についてですが、実は病後児保育については年度によって非常にばらつきがございます。ことしは4月から12月までの間は11名の利用者がございます。一応26年度については16名ございます。最近では、一番ピークといえますか、一番利用が多かったのが23年度に26人という利用実績がございます。

ということで、町としましては、保護者の方への周知という御質問だろうと思いますが、保育所の入所の手続をされるときにはしおり等をお渡しをしております。あえて病後児保育だけを取り上げて説明はしておりませんので、ちょっとここらあたりは不十分かなということは感じておりますが、園長会議を年に数回行っておりますが、その中には特にみらい保育園以外の園長さんには、特にこの時期、インフルエンザ等の流行期にはやはりこういった病後児保育がありますので、利用のほうを促しているような、周知をお願いしているような状況がございます。

なかなか広報とかホームページのほうでは掲載しておりますが、やはり今議員御指摘のようにみらい保育園で実施しておりますので、それ以外の方が利用してはいけないん

じゃないかというようなことも含めて、やっぱり今後は園の協力を得ながら広報等についてはやはり考えていこうと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） ぜひともよろしく願いたします。

次に、事業計画の具体施策と目標指標には、この保育サービスの充実の中に病後児保育の目標が平成31年度も現在と同じ1カ所となっております。また、病児保育についての位置づけがされておりませんが、この点についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 事業計画ではそのように掲示をしております。実は、先ほどの病児保育の実態について御答弁を申し上げましたが、この近隣の安芸郡3町も含めて、実は病児保育、病後児保育とも、両方の保育施設を整備というか、管理をしておる市町というのはやはり少数でございます。ということで、特に病児保育については熊野町はございません。この近隣ではやはり広島市、呉市、坂町が今年度から事業を開始しておりますが、熊野町、それと海田町、府中町においては、今年度から広島市を中心とした広域での利用を始めておりますので、そういった広域利用を含めて、病児、病後児もお互いが利用できるようなことで進めていっておるような状況でございます。

本町におきましても、なかなか病児保育につきましても、広島市においてもそうなんですが、病院、特に小児科の病院に付設をするというところが必要でございます。当然、病気のお子さんを預かるわけですから、小児科の先生、それと看護師さん、保育所の配置ということが条件になってまいりますので、そういった面からはやはり広島市、呉市等に整備をされておるところにおきましても、やはりある程度の規模の小児科医等がいる病院にならざるを得ない状況でございます。ということで、当面は具体的には広域を利用していく中で対応していきたいというように考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） 病児保育につきましては、医療関係者との連携というのがとても大事になってくるので大変難しい事業だとは思いますが、平成27年7月に、厚生労働省のほうから各都道府県知事に病児保育事業の実施について通知がございました。これについては、県のほうから各市町にも通知が届いていると思いますが、この事業の目的といたしまして、保護者が就労している場合等において、子供が病気の際に自宅での保育が困難な場合、こうした保育事業に対応するため病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅を訪問するとともに、その安全性、安定性、効率性等について検証等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とするとあります。

この事業類型についてなんですが、今御答弁にございましたように、大規模な小児科医の中に設置するというのが理想ではございますが、この病児対応型の事業に関しましては、当該事業を病院、診療所、保育所等に付設された専用スペース、または本事業のための専用施設で一時的に保育する事業というふうにうたわれております。こういったこともございますので、大変困難であるとは思いますが、今後も前向きに御検討していただきたいと思えます。

子供は集団に入ると病気になりやすく、熱の出る回数も高くなってまいります。広島県においては、子供の貧困世帯が5人に1人とされており、現在では3組に1組が離婚をされるとされており、ひとり親家庭も大変増えております。父子家庭の平均年収が360万円に対して、母子家庭の平均年収は181万円となっており、この200万円以下が貧困家庭の子供ということになりますが、先ほども申しましたように、広島県においては5人に1人ということで、大変多くなっていると思えます。私自身も本町におきましてひとり親家庭の方に御相談を受けることが大変近年増えてきております。こういった現状の中で、母親の就労支援も兼ねて、ぜひともこの病児保育を考えていただきたいと思えます。

子供が熱が出るたびに仕事を早退し、迎えにいかなくてはならないこの現状において、早退や欠勤が続く、そのために職場に居づらくなって退職を余儀なくされている方も多

くいらっしゃいます。このひとり親家庭の増加による子育てをしながらの女性の再就職の困難さは切実なものであります。就職試験では面接で必ず子供がいるかどうかを聞かれるというのが現状でございます。しかし、子供が熱が出るたびに早退、欠勤が続くために、結局退職をせざるを得なくなり、経済的にも困窮していくという悪循環が繰り返されております。

現在、国のほうでは女性が輝く社会とか、女性の元気応援プランとかということがうたわれておりますが、本当に保護者の方が働きやすい環境を整備していかなければ、女性が輝く社会というのは大変厳しい現状がございます。そのためにもこの病児保育が大変必要であると思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 今、詳しく母子家庭の経済的な状況等の御指摘もございました。

町としましては、当然母子家庭の方でもやはり安心して働ける環境づくりには、やはり病気・病後児保育の利用確保が必要というふうに認識を十分しております。引き続き、病児保育の利用を円滑に進めるようなやはり近隣とのそういった連携、それとあわせてこれは母子家庭の方の支援は保育だけではなくて、やはり児童扶養手当であるとか、いろいろなほかの他施策もございます。そういったことも含めて、町には母子の方への相談員も配置しておりますので、保育だけでなく、総合的な支援ということで働けるような環境、子供の成長を支援していく環境づくりに努めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（沖田） 現在、国においては発熱等で保護者が迎えに行けない場合に病児保育事業者がタクシーで送迎し施設で預かるという、病児保育施設送迎サービスという制度がつくられております。国が3分の1、県が3分の1、市町が3分の1の補助事業で制度化されており、福井県では来年度予算化をされていらっしゃるそうでございます。このように、病児保育に関しましては国全体において動いておりますので、ぜひとも熊野町

においても町内に1カ所でもいいので病児保育を実施する施設を整備いただけるよう御検討いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で沖田議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

（休憩 10時38分）

（再開 11時00分）

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

8番、民法議員の発言を許します。

民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） 皆さん、おはようございます。8番、民法でございます。

通告書に基づきまして2点ほど御質問させていただきます。

まず、1点目はふるさと納税についてお尋ねいたします。ふるさと納税につきましては、国民の関心が高くなり、昨年4月から申請手続も簡単になっております。また、ふるさと納税に力を入れている自治体もふえており、全自治体における上半期の寄附額は前年同期の4倍と、大きく上回っている状況です。

そこでお尋ねしますが、本町のここ数年の推移はどうなっているのか。次に、その寄附金の主な使い道、筆文化を継承する取り組みについて活用されていますが、具体的にはどんな事業に使われているのか。また、筆文化以外にも用途を拡充してはどうでしょうか。それと、昨年度からの返礼品の種類をふやされていますが、もっとふやしてはいかがでしょうか。

2点目でございます。マイナンバーについてのお尋ねです。マイナンバーの通知に関しては他の自治体でも初歩的なミスが起きており、この制度に不安を感じている住民もいます。

そこでお聞きしますが、不在により町に返送された通知カードの現時点の返送状況とその対処。受け取りのないカードの保存期限、それを処分する場合の方法についてどう

しているのか。また、マイナンバーはプライバシー上の懸念がありますが、マイナンバーカードの交付や運用に際し、どのような配慮がしてあるのか。

以上2点、お聞きいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 民法議員の二つの御質問にお答えいたします。

まず1番目、ふるさと納税についての御質問でございますが、平成20年の制度創設時から寄附金実績は低迷しておりましたが、返礼品の見直しなどにより近年増加し、本年度は約900万円に達しております。今後も筆の都熊野町を全国にPRするツールとして、この制度の拡充に努めてまいりたいと考えております。

2番目のマイナンバーについての御質問でございますが、御承知のとおり、マイナンバーは、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、住民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するためのインフラとなるものでございます。本町におきましても基準日である昨年10月5日に住民票のある方へ個人番号を通知し、順次、所要の事務を進めているところでございます。

詳細につきまして、ふるさと納税については総務部長から、マイナンバーについては民生部長から答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（岩田） 民法議員のふるさと納税の御質問について、詳細にお答えをいたします。

まず、寄附金のここ数年の推移でございますが、平成20年の創設時と比較し、近年は、寄附件数、寄附金額ともに増加傾向にございます。平成20年度から24年度までの最初の5カ年間は、各年度2件から4件、金額にして3万円から40万円程度でございましたが、ここ3年間では、平成25年度、20件、約61万円。平成26年度、83件、約219万円、今年度は、現時点で200件を超え、金額も約900万円と大きく増加をしております。

その理由といたしましては、ふるさと産品が返礼品として贈られることがマスコミ等を通じて全国的に注目をされ、平成25年度から本町におきましても返礼品の贈呈を開始したことや、議員が指摘されましたように、今年度から税制上の寄附金控除額が約2倍に拡充されたことなどが考えられるところでございます。

次に、寄附金の主な使い道につきましては、寄せられた寄附金の全額を筆の里づくり基金に積み立て、筆文化を継承する取り組みの財源として、主に筆まつりや筆の日事業への助成、筆職人後継者育成事業補助金などに活用させていただいております。

また、筆文化以外への使い道ということでございますが、本町に対する寄附の御意思にも沿える、便利で使いやすい制度であることが重要と考えますので、議員御指摘のように、寄附金の使い道を複数の選択肢の中から寄附者が指定できる制度など、実施自治体もございまして、調査・検討をさせていただきたいと思っております。

最後に返礼品の種類追加についてでございます。本町では、当初、返礼品は書筆や化粧筆など6品目でしたが、その後、筆に加えまして、熊野町産の米や日本酒、誕生記念筆の引換券等々を追加いたしまして、現在、36品目となっております。この返礼品は、寄附に対する感謝の意をあらわすとともに、熊野筆や熊野町のPRと、観光客の招致を目的とするものでございます。今後とも、熊野町の魅力を広くPRできますよう、返礼品の追加等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 民法議員のマイナンバーについての質問について、詳細にお答えします。

まず、通知カードの送付及び保管状況でございますが、本町におきましては、昨年11月17日から各世帯への郵送を始め、11月中に全世帯へ初回分の配達完了しております。不在等により町に返送されました通知カードは861通ございましたが、町広報、ホームページ、回覧チラシなどで通知カードを受け取っておられない方への周知を行い、2月末現在の保管数は307通となっております。

また、通知カードの保管期間につきましては、3か月間は保管することと国から示されておりますが、まだ300世帯以上の通知カードを保管しておりますので、本町にお

きましては本年12月末まで保管するように考えております。また、保管期間が過ぎましたら適切に廃棄をいたします。

次に、個人番号カード交付時の対応でございますが、本人確認につきましては、写真つきのものであれば1点、写真がついていない保険証や高齢者受給者証などでは2点の提示を求めています。また、番号カードの暗証番号の入力につきましては、窓口カウンターから移動していただき、入力情報が見られないようにしてプライバシーの保護に努めております。

個人番号の交付等に伴う事務は、住民の皆様のご大切な個人情報を取り扱いますので、処理には細心の注意を払うとともに、住民の皆様にも紛失や盗難に遭わないよう、注意喚起を行ってまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） 詳細に答弁いただきましてありがとうございます。

数点聞かせていただきたいと思います。まずふるさと納税についてでございますが、今、御答弁にありましたように、寄附が前年度を大きく超えているようでございますが、これをどういったように評価されるのか、お聞きしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 西村企画財政課長。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（西村） 現状の評価ということでございますが、最初の答弁でもお答えいたしましたけども、寄附の額が昨年度200万円余り、今年度は現時点で約900万円と大きく増加しております。ここ2年間の状況で評価することは難しい状況でございますが、寄附手続、あるいは返礼のあり方等々、制度の内容の充実を図りながら、今後本町を応援していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） 寄附額の増加は各自治体の返礼品が充実したことが大きく、物で争うのは本来制度のあり方から異なるものとも言われております。しかし、継続して応援してもらうためには、本町においても返礼品の充実が必要だと思います。本町では当然筆が中心となるわけですが、種類が少なく、選択肢が他の自治体に比べると少な過ぎるのではなからうかと感じます。

例えば、高額の寄附者には1日町長とか、また友好都市石巻雄勝町の東日本復興支援のための雄勝のすずり、海産物といったものなどを取り入れてみてはどうかと思います。いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 西村企画財政課長。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（西村） 議員御指摘のとおり、本町を継続して応援いただけることは大切であると考えております。そのような観点で、実はふるさと納税のPR方法、あるいは継続して寄附いただける方をふやすための取り組みといたしまして、本年度、役場内で女性職員を中心といたしますふるさと納税の推進チームを組織いたしました。このチームで引き続き検討を進めてまいりたいと考えます。

また、返礼品につきましてですけれども、ふるさと産品ということですので、例えば本町の筆と他の市町の産品をセットにして、双方で返礼品とするとか、双方での効果が高まるような方法が考えられないか、検討してみたいと考えます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） 今お聞きしたところによりますと、女性職員を中心とするふるさと納税推進チームを組織したということですが、大変いいことだと思います。

今聞いた中では、高額の寄附者には例えば1日町長とか、筆の里工房の1日館長とかいったものを考えてみればどうかなと思うんですが。ちょっと聞いてみると、よその町にもこういった1日町長を取り組んでいる町もあると伺っております。どういうふうなやり方でやっているかは存じておりませんが、我が町に合った取り組みといたものはいかがでしょうか。

すが、いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 西村企画財政課長。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（西村） 現在、本町におきましては申し込みのあった方に対しまして、当方から郵便局の納付書を送付することによって御寄附をいただいておりますが、やはり寄附をいただける方にとって利便性が高いということはやっぱり重要であると考えます。議員御指摘のクレジットカード決済につきましても、これが可能であれば便利になると思われませんが、導入に要する経費がやっぱり高く、高額になります。あるいは手数料等の課題などから、当面は困難な状況と考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） ありがとうございます。

最後にもう1点お聞きしたいんですが、町民の多くの方も他の自治体へのふるさと納税をされていると思いますが、その額や寄附金に伴う町民税額の減少はどのぐらいあるのか、一つ教えていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 本町の方が他の市町村に対してなされたふるさと納税でございますけども、昨年1月から12月中のものについては、現在申告期間中ということで集計はされておられませんけども、平成26年度中になされたものにつきましては、ふるさと納税額は117万8,000円で、町民税の減少額につきましては45万9,000円でした。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） ありがとうございます。

多彩な返礼品で寄附を釣ろうとするのはちょっと制度の趣旨から外れているとも言われていますが、現状は地域間の競争となっているのが事実でございます。財源の確保ということだけではなく、返礼品の増加は地域産業の発展にもつながりますし、熊野のまちを応援してくださる方をふやすことは大事だと考えております。ぜひこうした制度を利用して、熊野町をもっとPRして、応援してくださる方、そしてまた熊野へ来ていただける方をこれからもふやしていただきたいと思っております。

続きまして、マイナンバーについてでございますが、マイナンバーカードを交付を受けた場合、住民はどのようなメリット、デメリットが生じるのか。この点、住民への周知が十分ではないと感じますが、いかがでございますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 堀野住民課長。

~~~~~○~~~~~

○住民課長（堀野） マイナンバーカードのメリットということでございますけども、このカードは住民基本台帳カードと同じようにICチップがついておりまして、カードの表面のほうには氏名、住所、生年月日、性別と顔写真がついておりまして、裏面のほうにマイナンバーが記載されております。このため、運転免許証やパスポートなどと同じように、写真つきの身分証明書として利用することができます。

また、カード申請時に電子証明書の交付申請をされた方につきましては、来年、平成29年1月からの運用となりますけども、行政機関が自分の個人情報をどのように活用したかというふうな履歴を本人さんが確認できるマイナポータルへの接続を初め、確定申告を電子申請でされる場合、いわゆるe-Taxでの確定申告に利用することができます。

また、デメリットということでございますけども、デメリットというのは特に思い浮かびませんが、カードを持たれることによって、身分証明書として持ち歩かれる場合に落としたりとか、紛失というふうな心配がございます。

また、住民の皆さんへの周知についてでございますけども、これまで町広報やホームページに掲載しておりまして、出前講座のほうも申請がございましたらそちらのほうで説明をさせていただいております。周知につきましてはまだまだ不十分というふうなところもありますけれども、今後も折に触れて広報をしてまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） 住民の方へ周知が十分でないというのはよくわかってますので、きめ細かく十分な説明をされるように一つお願いしたいと思います。

次ですが、町としてマイナンバーカードの独自活用を考えているのか、聞かせていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 堀野住民課長。

~~~~~○~~~~~

○住民課長（堀野） マイナンバーカードの独自活用ということでございますけども、コンビニ等で住民票や印鑑証明の交付というふうなことが考えられますけれども、こちらのほうを導入するための初期の導入経費であるとか、それを運用していくための経費というものが多大にかかってまいります。そのため、今現在では町としては考えておりません。

また、ほかにも図書カードを利用したりというふうなことも考えられるんですけども、今個人番号カードのほうを使っているいろいろなサービスができるようにというふうな国のほうでも検討がされておりますので、その動向を注視しながら、今後研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） ありがとうございます。

次に、本町ではマイナンバーカードの申請及び交付状況は何人ぐらいになっているのか、ちょっとお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 堀野住民課長。

~~~~~○~~~~~

○住民課長（堀野） マイナンバーカードの申請件数と交付件数ということでございますけども、2月末現在の申請数が969件、それから交付した枚数が275枚となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） 今お聞きしたんですが、この数字でございますが、九百九十何件と言われましたか。これは予定どおりか、少な過ぎるのではなからうか、いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 堀野住民課長。

~~~~~○~~~~~

○住民課長（堀野） この申請件数につきまして、住基カードのほうも以前開始があったときにこれよりもまた少ない状況というふうなことがありましたので、それに比べれば、国からのPRとか、そういうふうなことで多くなっているんじゃないかと考えています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） ありがとうございます。

最後でございますが、マイナンバーカードはマイナンバーを今後どのような行政手続で必要になるのか、お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 堀野住民課長。

~~~~~○~~~~~

○住民課長（堀野） マイナンバーの今後の利用についてということでございますけども、例えば税関係ですと、平成29年の所得税の確定申告から記入が必要となります。社会保障の関係でございますけども、健康保険や厚生年金保険に加入するときに、健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得届などにマイナンバーの記入が必要となってまいります。そのほかにも児童手当や生活保護など、さまざまな給付を受ける場合にマイナンバーの

記入が必要となってまいります。行政機関だけではなくて、勤務先や取引先等へも個人番号マイナンバーを提供する場合も出てまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（民法） 住民の中には、マイナンバーは届きましたが今後どういった場合に必要になるかわからないといった問題、またマイナンバーをかたった詐欺事件も発生をしております。プライバシーの観点からも不安を感じている方もいらっしゃるかと思いますが、今後どんな場合でもマイナンバーを書く必要があるのか。マイナンバーカードを取得する必要があるかなど、広報や窓口などに住民にわかりやすく説明いただくとともに、職員には慎重に事務を行っていただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で民法議員の質問を終わります。

続いて、10番、大瀬戸議員の発言を許します。

大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） 10番、大瀬戸でございます。

私は上水道事業について質問をいたします。

本町の上水道は、その水源がないにもかかわらず普及率90%に達しようとしています。高所団地の町水道移管も進み、安心して安定的に給水が受けられるようになりました。日常の生活に不可欠な水道水ですが、当たり前蛇口をひねって好きなだけ出てくるということを維持するのは、決して簡単ではないと感じております。

熊野町では広島県から水を買って、それを毛細血管のようにして各家庭に配水しています。ようやくそれが町内全域に広がりそうな近年、人口減少や節水機器の普及と節水意識の浸透で、水需要が減少し始めました。さらに水道管や配水施設などの老朽化は確実に見えていて、次から次へと修理が必要となるなど、事業を進める上でその環境は次第に厳しくなっているようです。

そこで、現時点での上水道事業の状況を数字を示しわかりやすく説明していただくこ

とを求めます。さらに、今後水道料金に反映するようなことが起こるのかどうか、今後の展望と具体的な施策をお尋ねいたします。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 大瀬戸議員の水道料金についての御質問にお答えいたします。

本町における上水道事業の経営状況につきましては、現時点では収支バランスは黒字で推移し、健全な経営を維持しております。しかしながら、人口減少や水道施設の老朽化など、これからの水道事業を取り巻く環境は厳しいものといえます。

このような状況下ではありますが、安易に料金転嫁することなく、安全で安定した水道水の供給が行えるよう努力してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、水道部長から答弁をさせます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 森本建設部長。

~~~~~〇~~~~~

○建設部長（森本） 大瀬戸議員の水道料金の御質問について、詳細にお答えいたします。

昨年11月、総務省から全国の自治体において公営企業に係る経営比較分析表の策定について要請があったため、ことし2月から総務省や各自治体のホームページで順次公表されております。熊野町の上水道事業につきましても、経営比較分析表の策定を行っており、過去5年間の経営状況は、例えば給水収益で維持管理費用をどの程度賄っているかをあらわす経常収支比率は、継続して黒字で推移をしており、健全な経営がなされているといえます。また、他の指標につきましても同規模自治体と比較して良好な経営状況と判断される結果となっており、当面の間は健全性が持続されるものと予想されま

す。
しかしながら、本町も少子高齢化や人口減少の波が押し寄せており、減収が徐々に進むものと考えております。一方、水道管や配水施設等の老朽化は着実に進んでおり、この対策のためにかかる維持管理費用の増加は避けられないものです。

このような課題を抱える中、熊野町の水道事業を取り巻く現状と環境を総合的に分析

し、本町の水道事業の目指す将来像を設定し、その実現を図るための熊野町水道事業ビジョンの策定を、平成28年度に行う予定としております。

水道事業を取り巻く環境は厳しい状況ですが、この熊野町水道事業ビジョンを策定する中で、経営基盤の強化や合理化を推進し、水道料金に影響することなく事業の効率化を図る方法を模索し、安全で安定した水道水の供給が行えるよう目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） ありがとうございます。

今のところ黒字が続いておるし、今後とも安定供給ができるというような内容だったと思いますが、一つ、この26年度の上水道事業報告書にあります数字を言わせていただきますと、いわゆる収益的事業だけになりますけれど、収入は水道料金、ほとんど95%が水道料金、これが4億3,000万円程度。それに対しまして経費が、原水ですね、広島県から買う水の原価が2,500万円、その他人件費、減価償却費などが主だと思いますけれど、26年の状況を見まして、経費は今のところ水道料金だけでは賅えていなくなっている。それは25年度当たりからだんだんとそういうふうな傾向が見えるような気がするんですが。

こういったことも踏まえて、過去5年ぐらいの数字が欲しいんですが、その水道使用量に対する経費の状況というのを、5年ぐらいの推移でいいですから、どのような傾向にあって来年、再来年どういうふうになりそうかというのがわかれば数字であらわしていただきたいんですが、よろしく願います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

~~~~~○~~~~~

○上下水道課長（寺垣内） 議員御指摘の使用料に対しての費用ということですが、過去平成22年度から平成26年度を見ますと、給水収益、使用料ですが、平成22年度が4億5,000万に対しまして、給水収益は4億3,000万弱と減少しております。費用につきましては、営業費用ということでございますが、平成22年度4億2,000

方に対しまして、平成26年度は4億4,700万と上がって、確かに費用では収益がちょっと賄えてない状況とはなっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） わかりました。

水道ですから、非常に命にかかわる重要なものでして、いいかげんな事業をするわけにはいかないというのは当然あるわけですから、最低限必要な経費は当然必要であろうかと思えます。

先ほども申し上げましたが、環境が随分昔と変わってきて、水需要が減ってきた。人口も減ったりして水需要が減ってきた割には、水道事業としていろいろ配水管を延長したり、配水施設をつくったりして、施設が大きくなっているから、当然メンテナンスも必要になってくるというようなことから、経費は上がる一方で、水道料金は頭打ち、ないしは少し下がりぎみということで、収支的に厳しくなっていると、そういうふうに理解しておりますが、それは反転するのがここ二、三年のところだと思うんですね。

収支でいいますと、反転して今後、もちろん黒字なんですけど、黒字は黒字なりの、ほかの収益があるから黒字ではあるんですけども、その傾向としてどんどん厳しくなっていくと思います。このどんどん厳しくなったときに、今後どういう対応をして賄っていくのかというところを聞いてみたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

~~~~~○~~~~~

○上下水道課長（寺垣内） 議員御指摘のとおり、状況は将来的に徐々に厳しくなっていくと思っております。そういった意味合いで、平成28年度予算において、厚生労働省からの推奨もある水道ビジョンというものを策定させていただきまして、いわゆる広域連携及び外部委託等も考慮いたしまして、経費の削減ができないか、今広島県と広島市を中心に会議等を行い、そういう方向を模索していこうと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~  
○10番（大瀬戸） 経費の削減の可能性として、一つは、一番単純にいうと原価である原水の値段ですが、これを値下げしてくれと頼むというようなことは具体的に可能なんでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

~~~~~○~~~~~  
○上下水道課長（寺垣内） 県からの受水費についての単価の値下げということでございますが、昨年10月に広島県企業局と県水を受給している団体、自治体の会議を行ったときに、そのような要望も行ったところでございますが、県につきましてもこれからの老朽等維持管理費を考えていけば、値下げは難しいという御返答をいただいております。ただし、それをもって当面の間は料金に転嫁することなく経営努力をしていくというお約束もそのときいただいております。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~  
○10番（大瀬戸） わかりました。県のほうもできれば値上げしたいぐらいだということだと思います。

経費は、先ほど言うようにもう人件費もぎりぎりでしょうし、減価償却もかなり大きなものだということで、経費は余り削るのがなかなか困難だということ。使用料も当然変化はない、むしろ下がるというときに、このところでどうやって帳じりを合わせるかということですが、三つ方法があると思うんですけど、一つは経費を下げる。一つはどこかからお金を回してくると、一般会計なりどこかから補填する。もう一つは水道料金を値上げするという選択肢になろうかと思うんです。これについて、経費は無理だということなら、残りの二つだと思うんですが、このあたりはどのように考えておられますか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。



〇議長（山吹） 大瀬戸議員。

〇10番（大瀬戸） 公営企業の会計は独特で、私もちょっとよくわからない部分が多いんですが、要するに補填するだけのお金が今水道会計にあると。だから、それを今後10年間はそれで賄えるんだと、こういう意味で捉えていいんでしょうか。

〇議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

〇上下水道課長（寺垣内） 今の現状から一応考えておるのは、10年はまず大丈夫だと考えております。

以上です。

〇議長（山吹） 大瀬戸議員。

〇10番（大瀬戸） わかりました。

今水道料金も当面値上げしないでもいいということ。それから、一般会計からの繰り入れなどもしなくてもいいという答えをいただきましたので、安心しているところでございます。

ことし熊野町水道ビジョンをつくと、先ほどの施政方針にもありましたので、これをもう一回ゆっくり見させていただきまして、また一緒に検討させていただけたらと思っております。

もちろん10年どころじゃないですから、何十年もこれから水道事業が進まなきゃなりませんので、重要な問題ですから、より安定的に、より安全に供給して、なおかつその料金に変動がないのが一番町民が安心できるんじゃないかというふうに考えております。

最後に、今後水道ビジョンをつくるに当たりまして、一つの考え方として水道事業を民間に委託するという考え方もあるかと思うんですが、これにつきましてはどういうふうに考えておりますか。

○議長（山吹） 寺垣内上下水道課長。

~~~~~○~~~~~

○上下水道課長（寺垣内） 大瀬戸議員御指摘の水道事業の民間委託等についてでございますが、これにつきまして、広島県で平成24年に初めて水道事業のスペシャリストというか、そういう「水みらい」という会社が民営で初めてできたということをお聞きしました。その事業でどれだけ賄えるかということもわかりませんが、これから水道事業ビジョンをつくるに当たり検討課題としていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） よくわかりました。水道料金を上げないということをお答えいただきましたので、安心しております。これからも安定して、それで町民に負担は極力少ない水道事業を展開していただければそれでよろしいと思いますので、質問を終わります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で大瀬戸議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分とします。

（休憩 11時48分）

（再開 13時30分）

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番、立花議員の発言を許します。

立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） 3番の立花慶三でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2点ほど質問させていただきます。

初めに、女子サッカーによるまちおこしについてということで、先日、中国新聞で取り上げられました「熊野をサッカーのまちに」という民間によるまちおこし企画は、準

備会が発足し、幼児サッカー教室や女子中学生、女子小学生対象の大会も開催されています。3年前には用具代を予算化し、熊野中学校に県内初の女子サッカー部が誕生し、町長は「女子サッカーの縁は大切にしたい、トップ選手の招待行事は続ける」ともコメントされています。今後、町として支援、または全面的に取り組んで、地域の活性化につなげたいというお考えはお持ちでしょうか。

次に、熊野・海田バイパストンネル構想について。以前、一般質問の中でこの構想についての調査費がついたのではとの質問がなされております。これに対して、当時の執行部からは、現段階においては困難であると回答がなされております。しかし、その後10年を経過した今日、町内の交通渋滞もさらに悪化していることに加え、トンネル工事技術も大きく進歩しておりますことから、いま一度再考の余地がないものか、お考えをお聞きしたいと思います。

以上、2点についてお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 立花議員の二つの御質問のうち、2番目の熊野・海田バイパスの構想についての御質問は私から、1番目の女子サッカーによるまちおこしについての御質問は教育部長から答弁させます。

熊野海田バイパス構想は、国道や軌道系アクセスのない熊野町における交通ネットワークの強化を目的として、国や県に積極的に働きかけていたものでございますが、その実現は非常に困難であると認識しているところでございます。

しかしながら、この構想の趣旨であります交通ネットワークの強化は、町の活性化にとって重要な施策の一つでございます。交通ネットワークの強化という面で、引き続きその実現を図ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては建設部長から答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 立花議員の熊野・海田バイパスの構想についての御質問について、

詳細にお答えします。

熊野海田バイパス構想につきましては、広島市を初めとする広域的な連携を支える交通軸の強化を目的として、平成17年から20年にかけて、国土交通省や県とも協議を交え検討してきたものでございます。

検討の結果については、議員御指摘のとおり、地形上の制約やかなりの事業費が見込まれることなどにより、その実現は困難であり、現在もその認識に変わりはありません。

このような中、町の活力の維持及び広域連携を支える路線として重要な県道矢野安浦線については、これまでに熊野黒瀬トンネルや熊野町役場前交差点改良などが完成するなど、着実に整備がなされているところでございます。

また、熊野バイパスの整備が川角から呉地地区において引き続き実施されており、さらには現在策定中の「広島県道路整備計画2016」においては、阿戸別れ交差点や海田大橋入り口交差点の渋滞対策が整備対象に位置づけられ、矢野安浦線のさらなる強化が図られることとなっております。町といたしましても、これら県道矢野安浦線の取り組みを着実に推進し、近隣市町との道路ネットワークを強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 立花議員の1番目の御質問、女子サッカーによるまちおこしについてお答えします。

本町は、熊野の化粧筆が国民栄誉賞の副賞となったのを縁に、なでしこジャパンとの交流が始まり、これまで複数の日本代表選手を招致し、講演会やサッカー教室を開催するなどして、小・中学生を中心に交流を図ってまいりました。また、平成24年度には文部科学省所管の運動部活動地域連携再構築事業に取り組み、町内の女子小・中学生約60名を対象に、半年間にわたって実技講習会などを開催し、その成果として熊野中学校に女子サッカー部が創設されております。

民間グループによる非営利活動につきましては、その取り組みの成果に期待をすることであり、主体性を尊重する観点から、可能な範囲内で側面的な支援を行っております。

すが、お尋ねのグループに対しましても同様に考えております。

今後も産業振興の面と青少年健全育成の両面から、なでしこジャパンと女子サッカーを応援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） 女子サッカーによるまちおこしのほうからまた質問させていただきますが、今のお話を聞けば、支援はしていくという、そのことだと思います。

当初、どちらかというと教育関係ということで、スポーツを強くする、あるいは健康の面で健全育成ということで取り組んでいくしかないというような思いをしておりましたけども、せっかく縁ができた女子サッカー。これはサッカーをすることと、そして見るということと、そしてまた応援するという、そういうスポーツとしてを観光資源として捉えて、せっかくの民間活力を活用したにぎわい拠点として、交流人口、あるいは定住人口の拡大につなげていったらどうかという、そのようにも思っておりますので、先ほどの「応援はします」ということの中に、もっと観光資源として捉えての考えというものを聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 中村生涯学習課長。

~~~~~○~~~~~

○生涯学習課長（中村） 行政的な支援につきましては、会自体への支援は難しいかと思いますが、個々の活動につきましては、内容により検討が必要なものと考えております。また、熊野中学校の女子サッカー部も頑張っておりますので、今後、一つのスポーツとしてサッカーを通じた交流が盛んになり、結果として、観光の促進、定住人口の拡大になることを期待しているところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） 今言っていただきました観光というか、最終的にはそれにつながってい

けばいいと思いますし、きのうもなでしこさんは負けましたからちょっと意識のほうもちょっと下がったんですけども、いずれは町内からそういう有名な選手というか、そういう足がかりになるようなスポーツになっていけばいいなという思いは持っております。

今後もトップ選手の招待行事を続けるということをおっしゃるので、その目的というのが何であるかというのをちょっとお教えいただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 中村生涯学習課長。

~~~~~○~~~~~

○生涯学習課長（中村） これまでも宮間選手や近賀選手に熊野町に来ていただき、講演会やサッカー教室を通じて、特に多くの小・中学生を中心に交流を深めてまいりました。その一番の目的は、社会体育、スポーツ振興と青少年健全育成の推進であります。と同時に、その都度各種メディアに取り上げられ、なでしこといえば化粧筆、化粧といえば熊野とリンクされ、広く町外へ情報発信されることで、筆産業の振興や観光PRにも一役買っているものと認識しております。

今回のオリンピックは残念でしたが、ワールドカップなどで気運が盛り上がるようでしたら、また選手の招聘を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） ありがとうございます。トップ選手を招待をして、熊野町の筆とリンクをさせてPRするという、そういった思いは非常に大切だろうと思います。

それから、現在行われております各小・中学校の生徒が練習をする場所もですし、場所は一気にできないだろうと思いますので、そこらあたりのところはどうかというのをお聞かせいただきたいと思います。場所の確保とか、時間帯を分けてすとかという具体的な例をわかればお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 現在、女子でサッカーをされている場合、例えば小学生ですと学校

のクラブ、中学ですと女子サッカー部は熊野中学校ということになりまして、両方ともやられていますとおり、学校の授業ですとか部活ということになりますのでこれはグラウンドのほうでしております。特に、熊野中学校ですけれども、いろいろクラブがありますけれども、男子と一緒にクラブ活動をしております。また、土日等、スポーツ少年団に入られている女子のほうも、やはりそういったスポーツ少年団でのグラウンドで男子と一緒に競技を続けております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） それでは、練習場所については弊害がないということでよろしいでしょうか、今のところは。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 現在のところは、小学校、中学校でもそういった支障があるとは聞いておりませんので、大丈夫と思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） ありがとうございました。

それでは、今の筆事業というか、筆産業を熊野町の中でもっともっと興していきたい、そういったことに対してやはり観光というものと合わせながら、抱き合わせで相乗効果を上げていくといったような、そういう施策、柔軟性を発揮してもらって、これからも展望のある行政をしていただきますことをお願いいたします。

続いて、パイパスのことについてお伺いします。先ほど地形上、あるいは経費のことについては困難であるというのは今も変わらないということをお聞きしましたが、私も技術面とか深いことがよくわかりませんので、もしその当時のことでもわかれば、困難な理由、そのことを経済面、あるいは技術面、そして政策面も加えてお教えいただければと思います。

〇議長（山吹） 森本建設部長。

〇建設部長（森本） まず政策面ということでございますが、まずこの道路の位置づけ、例えば国道であるのか、県道であるのか、町道であるのか。町道ではちょっと無理なんで、県道か国道かということになろうかと思えます。そういう位置づけの中で、その道路自体がもし完成した暁にはどれだけの台数が通り、どのようになるかといったものから道路計画をしていかなければなりません。先ほども何回か出ております道路計画には、やっぱり最新のビジョンというか、先ほど申しました広島県の道路整備計画2016等、そのような道路計画の中に入れてからの作業になろうかと思えます。

それで、次に道路全体のことでございますが、当初計画されておるのが深原地区、テクノ自動車学校付近から土岐の城をトンネルで通って初神に出て、初神からまたトンネルでずっと行って、あとは高架になると思うんですが、海田東のインターチェンジに接続するという全長6,300メートル、うちトンネル区間4,025メートル、高架区間約1,300メートルということでございます。

いずれにしてもまず第一の弊害といたしまして、トンネル等の道路にはやっぱり勾配規制というのがございます。その勾配規制でいった場合、余りにも勾配があり過ぎますので、海田東に出たときには海田東の接続部分と30メートル以上の差が生じます。そこをどうするかというと、ループ橋なりなんなりという話になるんですが。

当時の資料にざっとうちのほうで試算をしてみたんですが、用地費を組まずに最低でも約200億というお金がかかります。今の時代、国土交通省にしても県にしても、新規の道路で200億という莫大な金。例えば、今我々が計画しております矢野安浦線、熊野町分だけでざっと150億までかからんと思えます。130とかそんな金額で熊野町分全部、バイパス等もできてしまうような金額ですので、金額的には非常に無理があると。ただループ橋にして安全かどうかという面も非常にございますので、今の時点では、我々もこの計画についてはちょっと今の時点で前へ進むことはできないなど。そうしておりますうちに、安芸バイパス、東広島バイパス、呉西条バイパスにつながって大きな道になると思えます。

先ほどから申しておりますように、矢野安浦線も着実に改良しております。それで、先ほども申しましたが、道路整備計画2016の中で今後5年間で計画をして整備をす

ると、渋滞対策をするという区間の中に、今申します阿戸別れ交差点及び海田大橋の出口の交差点等が含まれておりますので、今の時期においては、やはり我々は町の大動脈である矢野安浦線について全力を傾けて、一日も早い整備をするということが大切であろうかと思えます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（立花） 技術面についてというよりも、経済面というか、資金面についてのほう、莫大だということで、私もちょっとよくわかりませんが、大変だということはよくわかりますが、技術面でループにしなくて、もうちょっと何かいい勾配をつけるとかいう話は、そういう案はできないのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 現在、建設技術等は飛躍的に進歩して、工期の短縮とか、新工法の開発とか、いろいろなされておりますが、むしろ道路構造に関する例えば勾配とか、カーブとか、そういう構造に関するものは、トンネル事故等、高速道路の事故等で、だんだんそれはきつい勾配を緩くしたり、カーブを緩くしたりと、安全に気をつけなさいという方向に傾いております。トンネル内の勾配にも制限がございまして、これを超えた勾配をつくることは道路構造令でまかりならんということになっておりますので、これは非常に無理な話でございますし、トンネルの中で余りカーブをつくっても、これが事故のもとになりますので、今の時点で考えられる方法としては、やはり海田でトンネルで出て、もうすぐ谷なんで高架で行って、最後はループ橋をおろすと。そうしないと勾配が稼げないという状況でございますので、構造については幾ら建設技術がどんどん進歩しても、反対に今度道路構造につきましては逆に安全を考えて厳しくなっているという状況でございますので、このようなこととなっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 立花議員。

諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） 4番の諏訪本でございます。

本日は二つの質問をお願いしたいというように思います。

最初に、筆の都の魅力をさらに高めるといふことにかかわって、熊野町の筆産業の振興について、昨年9月の第5回熊野町議会定例会の続きということで質問をお願いしたいと思います。

まず最初に、前回の質問の中で熊野筆事業協同組合、以下筆組合と言わせてもらうかもわかりませんが、熊野筆事業協同組合のほうに伝えると、あるいは検討するといふような回答をいただきました。その後、どのような状況なのか、お尋ねしたいというように思います。

続いて、教育関係について質問をさせていただきます。6月と9月の定例議会において、定住・交流人口の維持・増加に関連して、魅力ある教育のまちの創造ということで、学校教育を中心に質問させていただきました。今回は、学校と家庭と地域の連携、特に地域活動についてと部活動について質問をしたいというように思います。

地域活動については、子供会活動を中心に現在の活動状況、それから課題、そしてその方向性、こういったことについてお尋ねしたいと思います。また、熊野町にはかつて熊野町の子供会育成連合会、子育連といふような言い方をしておりましたけども、こういった組織がありました。現在においては、そのような組織の必要性がないのかといふようなことをお尋ねしたいというように思います。

続いて、部活動については、より充実した指導環境を求めて、前回に引き続いて外部コーチを含めた指導スタッフの充実についてお尋ねをしたいというように思います。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 諏訪本議員の二つの御質問のうち、1番目の筆産業の振興についての御質問は私から、2番目の魅力ある教育の町への実現に向けての御質問は教育長からお答えいたします。

筆産業の振興に当たりましては、かねてから議員からも御指摘いただいておりますが、町と熊野筆事業協同組合などの関連団体が連携して知恵を絞っていかねばならないと考えております。前回いただきました出前による修学旅行生への書道体験を初めとする各種提案につきましては、事務レベルで筆組合との協議、検討を進めるよう指示を出しております。

また、前回の答弁で申しましたが、筆産業への支援策につきましては、筆組合の理事の方々や青年部の皆さんと定期的に意見交換の機会を設けて、要望等をお伺いしているところでございます。

現在のところ、新たな取り組みはございませんが、引き続き協議の場を重ねて、筆産業の活性化に資する支援につなげたいと考えております。

なお、筆の里工房では、2月にリニューアルしました交流ラウンジを活用して、来館された方々に気軽に手書きや毛筆の楽しさを知っていただくための体験メニューを設けたところでございます。今後も行政と関係機関が連携して、筆産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 林教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（林） 諏訪本議員の2番目、魅力ある教育の町への実現に向けての御質問にお答えいたします。

子供会は、子供の心身の成長と健全な仲間づくりを促すことを目的として、現在、貴船地区を除いた各地区に組織され、個々に活動をされております。平成7年ごろまでは、子供会育成団体連合会を中心に、町全体での子供会活動が活発に行われており、町からも補助金を支出するなどの支援をしておりましたが、少子化や共働き家庭の増加などを理由に、全町的な活動はなくなった状況です。

各地区の子供会の現状としましては、町民体育大会や熊野駅伝大会には毎年積極的に参加され、特に駅伝大会では加入者の多い子供会は複数のチームが出場し、練習期間も2カ月近く設けるなど、大会を大いに盛り上げてもらっております。また、地区によって差はございますが、地域の祭りや盆踊りなどの伝統行事にも参加され、地域と一体となった活動をされております。

子供会活動は、地区や学校区を超えた町全体での交流や体験が児童の成長を促すことも期待できますので、今後、町全体でのスポーツ大会や野外活動などの開催気運が高まるようでしたら、町としても何らかの支援をしていきたいと考えております。

また、部活動の活性化でございますが、各部に専門の教員を配置できれば支障ないのですが、中学校は教科での人事となりますので、専門でない教員が顧問に配置される場合もございます。そういった場合には、町が外部講師を雇用して部活動を支援しております。新年度になり、教員の人事異動等により、顧問の指導だけでは部活動が難しい場合、学校と調整を行った上で、外部講師等を雇用するなどして支援したいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） 最初のほうから質問したいと思います。先ほどの答弁の内容からしますと、前回の質問から、町としては引き続き協議はしているけども、新たな支援は行ってないということになるかと思えます。

また、前回の質問の中で、筆産業の振興にかかわって、私は行政がリードしなければならないのではないかというようなことを申し上げました。町長さんのほうから回答いただきましたが、全部は読みませんが、1カ所の区切りを読ませてもらいますと、第一義的には組合の中で自主的にやる気を持っていただきたいが、それだけに任せる時代ではなくなっておるという御答弁をいただきました。

率直に考えて、この答弁から、私は町長さん自身も組合の独自性であるとか、個々の筆屋さんのことへの配慮、もう一つは行政として生き残りをかけた思い切ったことをやらなければならないと、そういう時代に来ておるといふ、この二つが町長さん自身も交錯しておられるのではないかなというように思っております。

私は筆産業の振興については、本当は長年の課題であります。難しい問題であることは承知しております。やはりそうはいうても何とかしなければならないという気持ちでおります。町長さんの率直な思い、あるいは考えをお聞かせ願いたいというように思います。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 今、諏訪本議員が言われたように、はっきり申し上げます、私も悩んでおります。

実を言いますと、去年の地方創生元年の年に国からお金がおりましたわけでございますね、補正で。これは約8,000万円、中身は4,000万、4,000万ぐらいなんです、うち半分はプレミアム商品券ということで、残りをビデオを制作させてもらったりしたんですが、やはりある程度筆産業、特に毛筆に関して振興を図りたいという思いで、これは大変大きなチャンスであります。単町で1,000万円以上のものは予算を組むことはできません、ふだんは。もう10分の10ですから。

そういうことで筆組合と何回も協議を重ねたんですが、結局実現したのが、今年度までの事業なんであれなんです、海外での商標登録の取得、これが300万ですね。それから毛筆、化粧筆以外の熊野筆を買った人に対する助成ということで、筆の里工房で4割引きということを実施させてもらいました。これもかなり組合から、一枚岩ではなくかなりの反対を受けて実施したものでございます。この提案は実質的には私が行いました。海外商標の登録だけの300万では、確かに将来的には意味があるんですが、たちまちの筆産業の振興という面では、二次的な方策であるということで、2本の政策で上げたわけでございますが、そのときに、どちらかといえばもっと積極的な提案が欲しかったというのが事実であります。

役場が100%事業計画を考え、補助金をつけて押しつける政策というのは、これは1年、あるいは2年しかもちません。やはり自分たちが考えて、こういうことをやるんで補助してくれんかという積極的な姿勢というものは、私はいつももう少し持ってもらえないかなという思いはあります。

だから、我々の政策は市場開拓など直接的な分野で1,000万、2,000万使う、そういうことも可能であります、これは本当に一過性に終わってしまいます。1,000万、2,000万円の補助金というと大変なこれは計数でありますので、そこら辺を慎重に判断しないと、1,000万やって成果が何だったんかと問われたときに、これは一般町民、住民の方に対して申しわけが立たないという思いを持っています。

今後もそういうことが筆組合と行政の間でやる気を持って提案していただく、うちのほうもそれは提案します。それじゃあやりましたと、町長やりましたということに

なればやるんですが、そうでない限りはそんな予算はちょっと組めない。去年が大変なチャンスであったということです。だからそれは非常に残念な思いであります。だから、今我々ができることは、いわゆる熊野町、熊野筆というブランドをいろんな面でPRしたり、共通のPRの場を一つでも多く設けようという思いであります。

施政方針の中で述べましたが、オリンピック・パラリンピック2020年、東京オリンピックを活用した、活性化の地方公共団体の首長連合、市町村長が集まったあれですが、今三百幾つの団体ですが、こういったものも参加させていただきました。新年度予算では10万円の参加費ということで組ませていただいておりますが、もう既にやはりこういったことで、例えば先月だったと思うんですが、東京都がお台場にありますビッグサイト、ここで全国の伝統工芸品というものを集めて実演販売をやるという話がまいました。そのことをすぐ筆組合に伝えましたところ、こういった問題は即決で回答いただきました、出展するということで。だから、そういう面ではいろいろやっていきたいんですが、今のところ、そういった活動、これがやはり主になってまいりますので、そういった点は理解していただきたいと思っております。

熊野町は、外部に出れば「筆が売れて町長いいですね」と言われるんですが、諏訪本議員も御存じのように、内実を見れば化粧筆なんですね、売れてるのは。書道筆、画筆は苦戦してます。そのことはわかってもらえてないんですね、外部の人には。そのことは私も筆を長くやっておりましたのでわかりますので、そういった意味でもう少し息長く政策を打っていきたいと考えております。

長くなりましたが、以上が今の私の思いでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） 本当、本音の部分を語っていただいたのかなというふうに思っております。ほんとありがとうございます。

私もいろんな知る範囲では、例えば全国書画展の充実、これはもう随分昔に比べれば、昔は名前だけの全国書画展だったのが、随分飛躍的に全国書画展というような形になっております。あるいは最近でいえば筆の日の制定であるとか、あるいは熊野マイスタースクールいうんですかね、後継者育成事業。こういったようなことなどを随分やはり思い切ったことができてるようには思っております。ぜひともそういう思い切ったことが

できるようにという気持ちで言いよるんですけども。

ただ、これまでの取り組みを見てますと、傾向的に地域に割合限った取り組みが多いのではないかなというように思っております。もっと外向けに情報発信を、例えば先ほど町長さんが言われました筆あたりの、書道あたりについて、少しずつでも書道をする人がふえるような取り組みが要るんじゃないかなというように思っております。

組合自体もちょっと見ますと昭和22年に設立されております。そして、25年、39年、51年と、時代のニーズに合わせたかどうかわかりませんが改革してきておられます。筆産業の振興にかかわって町が積極的にリードすると、支援するというようなことを考えますと、例えばの話ですけども、筆組合が町外、あるいは県外に情報発信をします。そういったために人が足りなければ、例えば町も町の事業として一緒になってやってみようというような考え方はありませんか。ちょっとそのようなことも考えております。もうそのような時代になってきてるのではないかなというように思っておりますので、そこのところについてお願いしたいというように思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） 筆に関しまして町外、それから県外、こういったところへどんどんPRしていくということにつきましては、先ほど町長からもありました、今後東京オリンピックというチャンスがあります。こういったところに出向いていってでも何とかしなくてはいけないというふうに考えるところでございます。

先ほど町長からもございましたが、この件につきましては組合と協議して、組合と協力してイベント等にも参加をしていこうということを確認しておるところでございます。また、引き続きまして、組合と事務レベルでもしっかりと協議を進めまして、組合の前向きな取り組みにつきましては、町も前向きな姿勢で協力・支援を行うとともに、そういう事業がありましたら、必要があれば町も町の事業として取り組むことを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） ありがとうございます。前回もお話ししましたが、やはり広島にはたくさんの観光客、外国人関係も含めて来ておられます。この人たちをいかにしてやはり熊野へ招くか、あるいは出前的に広島の筆をアピールするか、こういうことが大切だろうというように思います。

ただ、書道に関しては、やはり西欧関係の外国人あたりにはなかなかなじまないというように思っております。やはり日本人、あるいは中国人あたりがターゲットになるのかなというように思っております。

私も朝、広島駅でそういった外国人グループを見るわけですが、彼らがどこに観光に行くのかなというようにいつも気にしております。そして、その案内パンフレットがどこで手にされるのかなというようにも考えたりします。できれば広島へ来る観光客に対して、原爆ドームと宮島のパンフレットの横には熊野のパンフレットがあるというふうになればいいなというようにも考えております。商工観光課のほうを中心にして、こういうようにも考えてもらいたいなというように思っております。

また、書道教室に関しましても、やはりこの前も新聞の中のチラシに入っておりました。あるいは、ちょっと気になるのは、昔ちょこちょこあったなと思ったのは、テレビ番組の中で随分昔は書道教室があったなというようにも思い出しました。やっぱりこういったようなことの拡充に向けて働きかける、そういう外向けの働きかけも必要なんじゃないかなというように思っております。

筆産業の振興にかかわって、先ほど町長さんのほうからも誠意あるお答えをいただきましたけども、私も昔、私もちょっと筆をしようとした時期はあるんですが、今は筆屋の息子とはよう言いませんけども、少しでもお役に立てることがあれば一緒に協力してやっていきたいなというように思っております。ぜひともよろしくお願ひしたいというように思います。

次に、二つ目の魅力ある教育についての質問をお願いしたいと思います。先ほどの説明の中で、社会状況の変化などによって子育て連ですね、子供会育成連合会がなくなり、私がこういったことを思うと、やはり全町的な子供会活動は結果としては停滞しているんじゃないかなというように思っております。

行政のほうでは、子供会の入会状況であるとか、活動状況は把握しておらないというふう聞いております。言い方を変えれば各自治会単位の活動に任せている状況にあるというように考えてよろしいでしょうか。

また、私は子育て連のような組織がすぐに必要であるとは考えておりません。やはり地道に、今の現在の状況を考えたときに、地道に各自治会の子供会がスポーツやら、あるいは文化活動を通して町内全体で競い合ったりするような、あるいは学び合えるような方向で活動を設定していく。そこから積み上げていくということが大事なんではないかなというふうに思っております。こういう地道な活動を通して子供たちの豊かな心や健やかな体を育成していけるのではないかなと。ぜひともそういう方向で子供たちの教育環境づくりに努めていただきたいというように思います。いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 現在、先ほど御指摘の全町的な子供会の活動でございますが、確かに停滞はしております。しかし、各自治会における子供会活動、こういったものは自治会によって非常に活発にしているところ、また少ないところ、いろいろといった状況でございます。子供会といいますのは一つの組織、団体ということですので、それぞれの自治会のほうが活動されているという状況でございます。

もう1点お尋ねの子供会の入会状況でございますけども、町のほうでは各自治会での加入率とか、誰が入っているとかいうそういったものは把握してございませんけども、各子供会の代表者のほうは把握してございまして、町が行う青少年健全育成講演会ですとか、筆まつり等には案内をして、ぜひとも御出席願ひたいという通知のほうはしております。

それから、やはり町といたしましても子供たちがよく学校、地域、家庭ということで、やはり地域で子供会、小さいときからいろんな方と育てていくことは非常に大事なことであると考えております。そういった中で、町としましては子供会活動においても、例えばスポーツ少年団、例えば学校のPTA活動と同様に、教育施設の利用に当たっては減免をするなどして、教育環境の向上には努めております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） 先ほども申し上げましたように、子育て連という大きな組織をどんとつくるわけではなしに、まずやはり小さな活動から積み上げていくことが大事だろうと思いますので、一つよろしくお願ひしたいというように思います。

次に、子供会活動に関連しまして、子供たちの遊び場の確保についてお願ひしたいと。私たちのころは田んぼなど適当な場所で、餓鬼大将という言葉はちょっと悪いんですが、今でいう他年齢活動集団と申しますか、そういったところで遊んでいたのを思い出しますけども、今の時代は難しくなっておるといようなことは、管理責任というようなこともあります、難しくなっているということは理解できますけども。

先日も地域の方からお話があったんですが、中溝のふれあい公園では、今現在ボール遊びができなくなっておると。すぐそばには家屋があったり、あるいは中溝側のほうの通りのほうにボールがころころ転がっていく、フェンスもないというような状況もあります。そういった意味で、フェンスは高くできないものかというような話でした。いろんなケースがあるかと思いますが、地域の公園についてどのような管理状況なのか、お尋ねしたいと思います。

それから、また子供たちにとって一番よい遊び場といいますか、いい環境で遊べるのは、私はやはり学校の施設だというように思います。学校の施設を開放するというのはなかなか、先ほど言いましたように管理責任もあつたりして難しいのはよくわかっておりますけども、しかしやはり遊ばせておくのはもったいないなというように思っております。放課後、土日、祝日、それから長期休業期間中、それぞれについてお尋ねしたいというように思います。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） まず1点目、公園の管理状況でございますけども、各地域にございます公園ですが、これは乳幼児の親子連れから高齢者などの幅広い年齢の方が利用される憩いの場、コミュニケーションづくりの場となっておりますので、公園を利用される方の安全性を考え、公園内ではボール遊び等、やはり他の利用者に迷惑をかける行為は禁止をしておりますので、そのため地元からやはり危険だという要望がありましたら、ボール遊び禁止といった張り紙等をさせていただきます。

それから、2点目の学校で子供が遊べないかという状況でございますけども、まず小

学校の校庭でございますが、平日放課後は大体5時ごろまでは開放してありますので、かた  
いボールでなければ普通にサッカー等、こういったのは遊んでもらえればいいと思っ  
ております。ただ、中学校になりますと部活のほうがございますので、ちょっと遊ぶのは  
やはり禁止ということになっております。

それから、土曜日、日曜日、祝日でございますけども、このときには学校によりまし  
たらスポーツ少年団等が予約してありますので、こういったときは開放はしておりませ  
ん。

それから、最後に長期休業期間中ですが、長期休業中も土日、祝日を除けば、学校の  
先生もいらっしゃいますので、夕方5時ぐらいまでは開放してありますので、ここ  
で遊んでもらえればいいというように考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） 今言われた分については私は納得はしていないんですけども、とりあ  
えずは今現在の状況はこうなってるよということを保護者なり、あるいは子供に確実に  
伝えてもらいたいなというふうにまず思います。やはりいろんな不平とか不満とかがあ  
って、もやもやしたままで使うというのは決してよろしくない、子供の教育にとつても  
よろしくないというように思います。

私はそういう中で人情的な面でちょっと言いますと、やはりそういう中で、例えば中  
溝のふれあい公園のことを考えたりしますと、ボールを打ったりはできないけども、例  
えばキャッチボールとかあたりはやっぱり使ってもいいんじゃないかなという気持ちで  
おります。やはりそういう良識ある範囲の中で使える、あるいは使うような子供たちを  
育てていくということも、ここでこれをしてしまったらあそこのガラスが割れるとか、  
そういったことにはならない、そういった判断ができるような子供たちへの教育、指導  
をお願いしたいなど。

ただ、ボール遊びといたら、例えばある人が言いましたけども、じゃあグラウンド  
ゴルフもボール遊びじゃないかというような話にもなったりします。だから、やはりそ  
ういう分でコントロールできるような、あるいは人や建物に危害を及ぼさないというよ  
うな範囲では、ぜひ使えるようにしてもらいたいなというように思います。

学校施設に関しては、私は基本的には、将来的には教育委員会で管理者を配置して、

ボランティアでもいいと思いますけども、そういった方がおられればボランティアで管理者を配置して、時間的にも、あるいは日数、特に土日、祝日等を含めて、もっと多く開放して施設の有効利用を図ってもらいたいと。さらには、できればそのときに遊んでおる体育館であるとか、公共のみんなが出入りする場所でいうと例えば図書室であるとか、こういったことも含めて積極的に開放をお願いしたいというように思います。

私も前もしゃべりましたが、長いこと学校の教員をしとった関係で、生徒の学校の登校日数は年間200日足らずなんですよね。あとの160日は施設は遊んでるんですよ。だからこれをやっぱり有効利用する手はないものかなということはおかねがね思っております。極端なことを言いますと、民間会社だって365日のうち160日遊ばせとって、その会社は倒産してしまうと思うんですね。やはりやっぱりそういった面での有効利用ということを積極的に考えてもらいたい。

なかなかこの問題は、林教育長にも話したことはありますがなかなか難しい問題です。こういったことが実施できればすごいことだなというようなことも思っております。ぜひとも前向きに一つ検討してください。よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、中学校の部活動指導者の充実について、前回の続きをお願いします。9月の質問で民法教育部長から、また先ほどの教育長のほうの答弁にもありましたが、部活動に関して専門分野の教員がない場合には町のほうで外部講師を雇用して支援すると、していると。地域住民で指導できる方がおられれば優先して雇用するという回答をいただきました。これは私は町の方針だというように受けとめてよろしいでしょうか。そういった方向で私も今後考えていきたいというように思います。

また、町役場の職員の部活動指導について、9月に町長さんのほうへお尋ねしたところ、坂町の事例に対して、これまで検討したことがないので少し検討すると、研究させていただきたいと。費用対効果の面でもよいので少し検討期間をさせていただきたい、という回答をいただきました。その後についてどのような状況であるかお尋ねしたいというように思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 部活動における外部講師の雇用でございますけども、やはり先ほども教育長が申しあげましたように、人事異動等でやはり顧問の教員が専門でない場合に

は、学校と協議を行いまして、地域の方がいればそういった方を優先して、もちろん予算の範囲内でございますけども、雇用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） 今私が聞いたのは、この前町長さんが答えられたことに関して、今外部コーチじゃなしに、町の役場の職員が中学校等の部活動の指導にかかわることについてお尋ねしたんですが。その後どうだろうかということをお聞きしたんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（岩田） まず、職員が部活動というのは、実は正直申し上げて検討が進んでいるわけではございません。職員も皆が皆ではないんですけども、御存じのようにかなり地域に帰ってボランティアなり、いろんな活動をしていると思いますが、そういった中で一部特定のスポーツにかなりお世話をしている職員もいるのは事実でございますが、学校の活動に対して指導できる職員かどうかというのは、またいろいろ教育上の問題もあると思いますので、そこら辺は研究してみたいと思いますけども、時間外にそういう職員を行かせることというのはいろんな問題もあると思いますので、慎重には検討したいと思います。もう少し時間をいただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） これはこの前もお話ししまして、坂町のほうで陸上と野球と柔道だったと思いますが、町の役場の職員が3時ごろから、要するに職専免ですか、いわゆる職務を免除して部活動を指導しているという話をこの前させてもらって、そして成果があるという話をさせてもらいました。その中で、先ほど町長さんのほうからああいう答えをいただいたので、少し検討期間をいただきたいということがあったので、その後どうだろうかと。半年がたちましたのでどうだろうかということで質問させてもらいました。ぜひとも一つ、やっぱり先ほど言いましたように、子供たちの指導環境をよくするとい

う面からも、一つぜひともよろしく前向きに検討してください。よろしくお願ひしたい  
と思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） お気持ちはよくわかるんですが、今非常に職員は少ない状態でやってお  
ります。3時から、4時から抜けるということになると、今度は臨時さんを雇ったり、  
そういう事態も発生します。

これは全県下で、広島県23市町ですが、全県下で皆やってるよということになれば  
積極的に我々も考えなければならぬんですが、坂町は坂町の事情があらうかと思いま  
す。じゃあ、坂町がやって、府中、海田はやっとるんかというのと、そういう話は余り聞  
いておりません。坂町の基本方針でそういった制度をとられているんだらうと思うんで  
すが、これは隣の町はそういうことをやっとるんで検討はいたしますが、やはり諸般の  
職務はやはり本来の職務に専念すべきであって、スポーツの学校の指導のほうというの  
はやっぱり自由だと私は考えておりますので、一応預かりということで検討はしますが、  
ちょっと積極的ではございません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（諏訪本） 私のほうは、この前の町長さんの答弁を受けて、何遍も読み返したん  
ですけども、要するにかなり前向きだらうというような気持ちで受けとめておったもの  
ですから、私はぜひとも一つこういったことは、いろんな仕事の関係、ましてや部活と  
いうのは学校の教員も部活というのはやっぱり主じゃありません。部活の指導というの  
は従でございますので、従うのほうの従ですね、でありますので、そこばかりではあ  
りませんけども、ぜひ一つ、おもしろい一つの方向だとは思いますので検討していただ  
ければというように思います。

部活動について言いますと、私は例えば熊野東中学校が一昨年ですか、全国のチャン  
ピオンが出たり、まして昨年も県代表で全国大会に行ったりしております。私はいろん  
なスポーツの経験がある中で、決して地元の選手ばかりじゃなくても、そこから育って

いくということもあります。私は例えば極端なことをいえば、熊野東中学校の柔道が全国一の柔道の中学校になっても一つもおかしくはないというように思っております。そういったことも含めて、ぜひとも活性化といいますか、より充実していくようお願いしたいというように思います。

本日はいろんなことを質問させていただきましたけども、私の基本的な考え方のベースとしては、きょうも町長さんの施政方針の中にありましたけども、熊野町の定住・交流人口の増加と、こういったことを前提にして質問させていただきました。

その中で、私は定住交流人口の増加を図ろうと思ったときに、自分なりにいろんな面を考えてみました。やはり通勤であるとか生活の利便性ということを考えますと、やはり都市には勝てないと思うんですね。なかなか勝てません。そういうときに、やっぱり特に熊野町であれば単独町政の利点を生かして、やはり先ほど話しました子供会の活動であるとかといった、やはり広島市のほうのまちに勝とうと思ったら、やはり地域性ということが大事なんではないかなと。子供会活動も含めた、あるいは文化やら、スポーツやら、こういった活動が大事なんではないかなと。そして、成果が上がっておるといいう話を聞いております教育、学力、こういったこと。それから筆産業関係。こういったことの充実が求められるというように思います。

ちょっとこの前資料を見ておきますと、県の教育委員会の資料では、子供たちの社会性の育成ということが求められております。具体的には、単に勉強ができるだけで、あるいはできていても社会性の欠如から集団生活になじめない生徒が増加傾向にあると言われております。私も教員の最後のころ、特にこういった生徒がふえてまいりました。もう一遍言いますと、勉強ができるだけで、あるいはできていても社会性の欠如、集団生活になじめない生徒がふえておると。ぜひとも社会性を育成すると、そういった面でも学年集団を超えた活動や、近所や地域の子供同士が遊べる活動が必要だというように思います。

ぜひとも、きょうは以前の質問について2回目の質問ということで中へ入ったつもりではあるんですが、諦めてはいけないということについては継続してさらにまた私も勉強し、詰めていきたいというように思います。

きょうはありがとうございました。以上で質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で諏訪本議員の質問を終わります。

続いて、7番、時光議員の発言を許します。

時光議員。

~~~~~〇~~~~~

〇7番（時光） 7番、時光です。

本日、私は通告書に沿って、町内の防犯施策についてということで2点ほど質問させていただきます。

近年、犯罪件数は、全国的に見ても、県内においても減少しております。こうした中であって、先般の県庁爆破予告であるとか、多発するサイバー攻撃など、行政機関を標的にした犯罪、未成年者による殺傷事件や児童虐待、重大な交通犯罪など、犯罪の形態がさま変わりしております。町としても安全、安心なまちづくりのための施策は、こうした近年の犯罪に基づき推進すべきだと考えております。

そこで、まず本町内の防犯を取り巻く環境をどのように認識し、どのような具体的施策を展開しているか、今後の方向性もあわせて聞きます。

次に、平成26年度の一般質問におきまして、先輩議員が交番の増設について質問がなされております。今後は警察と連携強化がますます重要になると思われれます。阿戸の派出所が廃止された経過を踏まえると増設は困難と思われれますが、現況のように西の端に交番があると、物理的にも心理的にも多くの住民にとって警察が遠い存在になります。

現在の熊野交番の管轄は安芸区阿戸町も含まれ、相当広いエリアとなっております。この世界に誇れる日本の交番、警察の機動力も発揮でき、住民も気軽に相談できるよう、町中心部の県道沿いに移設を求めるべきと考えておりますが、町としての考えを問います。

以上について、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

~~~~~〇~~~~~

〇議長（山吹） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~〇~~~~~

〇町長（三村） 時光議員の町内の防犯施策についての御質問にお答えします。

まず、本町の防犯を取り巻く環境でございますが、警察の資料によりますと、近年、刑法犯罪の発生件数は減少傾向にあり、熊野町においても同様の傾向が見られます。しかし、ひったくりなどの街頭犯罪や住宅への侵入窃盗、いわゆる空き巣でございますが、このような日常の生活に身近な犯罪は増加傾向にありますので、警察や防犯関係団体と

連携を密にとり、防犯対策を推進してまいります。

次に、交番についてのお尋ねでございますが、平成26年に、商業施設などの多い地区へ交番を新たに設置してはとの御提言をいただきました。その際は、交番の建てかえ時には、町全域の治安を図る観点から設置位置を定めるよう要請する旨をお答えしております。駐在所が廃止された安芸区阿戸町が十数年前に熊野交番の管轄に編入された経緯から、設置位置の見直しが現実的であると考えているところであります。

熊野交番は、人口急増期に中溝地区から現在地の熊野団地内に移転されておりますが、中央地域の人口割合が高まっており、立地的に見ても議員御指摘のような問題があるかと思っております。また、防犯のみならず、防災の面においても、町行政と警察とは密接に連携する必要がございますので、熊野交番の改築の際には、そうした観点も踏まえて適地を選定するよう、引き続き関係機関に働きかけ、町としてもその実現に向けてどのような協力ができるのかを整理し、提案してまいりたいと考えております。

防犯の取り組みなどの詳細につきましては、民生部長から答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 時光議員の町内の防犯施策についての御質問に、詳細にお答えします。

防犯対策としましては海田警察署とも連携を図り、犯罪が集中している場所、時間帯などを中心に、職員による青色の回転灯車両での巡回をしております。また、登下校時に見守り活動をする自主防犯組織などに対するウインドブレーカーや帽子の貸与などの支援を行っています。そのほかに、海田警察署管内一斉防犯キャンペーンとして、熊野町防犯組合による早朝のキャンペーンなどを通じて犯罪抑止に向けた啓発等を行っております。

犯罪の抑止力としては、警察による犯人の検挙が一番の効果と考えますが、パトロール等を継続するとともに、オレオレ詐欺や振り込め詐欺のような特殊詐欺も犯罪の内容や手口が多様化、巧妙化しておりますので、被害が出ないように、高齢者を中心に講座などでの啓発も継続してまいりたいと考えています。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 時光議員。

~~~~~○~~~~~  
○7番（時光） 海田警察、町内の防犯各団体の連携によって、随分町内の犯罪発生件数が減少しておるということでございますけど、具体的な発生件数とその推移を教えてくださいいただけますでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（山吹） 中井生活環境課長。

~~~~~○~~~~~  
○生活環境課長（中井） 本町における犯罪の認知件数は、データを持ち合わせている中では平成14年の368件が最多でした。近年は大幅な減少傾向にあり、ここ数年は130件前後と推移し、平成14年と比較して3分の1程度に減少しております。  
以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（山吹） 時光議員。

~~~~~○~~~~~  
○7番（時光） 3分の1ということで、関係各位の皆様には感謝申し上げますけど、一口に犯罪といってもさまざまな種類がありますけど、どのような犯罪が多発しているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（山吹） 中井生活環境課長。

~~~~~○~~~~~  
○生活環境課長（中井） 平成26年の集計では、刑法犯罪のうち空き巣や自転車を盗むなどの窃盗犯が81件で最も多く、次いで傷害や暴行などの粗暴犯が17件、詐欺などの知能犯も3件ありました。その他もろもろを含めて130件の発生となっております。  
以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（山吹） 時光議員。

~~~~~○~~~~~  
○7番（時光） 81件の窃盗、空き巣等の窃盗が多いということで、やはり交番が近くにあったほうがこういったものは少なくなると思うんですけど。

今の交番でございますが、近年、町内中央地域の人口割合が高まっているということをおっしゃいましたけど、交番ができた当時と現在の人口分布ですね、町内の。これを具体的に数値を示していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 堀野住民課長。

~~~~~○~~~~~

○住民課長（堀野） 中央地域の人口割合が高くなっているということで、当時との比較ということなんですけども、西部地域のピーク時と現在の人口の割合という形で、西部地域におきまして人口が多い時期が昭和50年ということになるんですけども、その時期の人口割合としましては、西部地域が約43%、それから中央地域が約49%となっております。それで、現在の割合でございますけども、西部地域が約32%、中央地域が約58%となっております、中央地域の人口割合が高くなっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（時光） 40年前と比べて随分人口比率が変化しているようですけど、この交番の管轄となると県警本部ということになると思いますが、交番の存続、また建てかえに関して、県警の整備方針というものはどのように聞いておられますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 宗條総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（宗條） 交番等の存続、建てかえについての県警本部の考えということでございます。これは数年前に示された内容で恐縮でございますが、現状の交番及び警察官駐在所については、現下の治安情勢から存続させると。これらの施設については施設整備全体の計画の中で、老朽度でありますとか、緊急性等を総合的に検討して、市、町と連携して計画的な整備を着実に推進すると。さらに、交番等は警察の地域密着型の拠点であるということから、利便性のよい場所に建てるべきとの認識を持っていると、そのような考えが示されております。

以上でございます。



伺います。この交番移設について、このような要因の中でいま一度お考えを述べていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） いろいろあるんですが、もうそろそろ建てかえの時期が来ております。熊野交番、団地内にある。団地も長いんで、団地の方、もし移転した場合は交番もなくなるのかという意見もあるのも事実であります。

しかしながら、やはり今の人口構成、そして熊野交番の管轄の問題、熊野町と阿戸を含めたところを管轄しております。位置図に落とせば熊野団地内は本当に西の端でございます。できれば萩原付近に移設したいのが本音でございますが、用地も何もありません。県警が用地まで取得してあそこに建ててくれる今予算はございません。どんどん交番の建てかえ、あるいは駐在所、それから大きな警察署、これらの建てかえが控えております。その建てかえの割合に対して県の予算は細るばかりでありまして、そういうことを考えますと、やはり町が町有地を保有する地域、こういうところを優先に警察と協力していきたいと思います。

はっきり申し上げれば、やはり防災面から役場近辺、これが警察と行政、緊密に連携できますので、大きな災害が起こった場合には非常にメリットといいますか、大きな力を発揮するようになると思います。今の団地では防災面で完全な、完璧な連携がとれているとは言いがたいと思います。そういうことを勘案しながら、この交番の建てかえ、移転も含めて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（時光） 御答弁ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で時光議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は15時15分とします。

(休憩 14時56分)

(再開 15時15分)

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2番、竹爪議員の発言を許します。

竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（竹爪） 2番、竹爪憲吾でございます。

質問の事項、英語教育について問います。

近年、国や地域などを越えて地球規模での情報のやりとりが行われるグローバル化が進んでいる。今後もますますグローバル化が進むと言われている中、広島県への外国人観光客数の推移は、平成11年30万人から、平成24年70万人、平成26年には104万人へと、日本へ来る外国人も年々多くなり、海外へ行く日本人も大変多くなっています。4年後の2020年には東京オリンピックを控え、ますますふえていくことと思われまます。こうした中、広島県においても企業の海外進出が、平成14年312事業所から、平成24年663事業所へとふえ、20代、30代への海外転勤への打診があると聞いております。

このようなことから、これから担う人材を育てていくためにはコミュニケーション言語として最も多く用いられている英語の教育を、小・中学校の教育からしっかりと確立していかなければならない急務だと感じています。そういう観点から、本町のこれからの小・中学校の英語教育の方向性並びに文化交流などを含めた国際交流などの環境について問います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 竹爪議員の英語教育についての御質問にお答えします。

まず、英語教育につきましては、小学校5、6年生で外国語活動として、中学校では全学年で外国語科として、教育課程に沿った授業が行われております。また、小・中学

校の教諭が連携して授業力の向上にも努めているところでございます。

次に、国際交流などの環境でございますが、町の国際交流事業のほか、民間団体等が実施するホームステイ事業の受け入れなども、町内の一般家庭で積極的に行われているようでございます。このような異なる文化や言語に触れる体験は、国際理解を図るといふ観点から、世代を問わず重要なことであると考えております。

詳細につきましては、教育部長から答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 民法教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（民法） 竹爪議員の英語教育についての御質問に、詳細にお答えします。

現在、小学校では5、6年生が外国語活動として週1時間、年間35時間、中学校では、各学年外国語科として週4時間、年間140時間の授業を行っています。本町においては、小学校と中学校の教職員が連携し、熊野町について英語で説明できる児童・生徒の育成を目指した「熊野町英語大好きっ子育成プロジェクト」を立ち上げ、協働して研究に取り組んでおります。

具体的には、教師の授業力を高めるための研修会の開催、児童・生徒の英語についての意識を把握するためのアンケート調査の実施、本町独自の小学生向け英検テストである「熊野英検テスト」の作成、実施などを行っています。

また、町としましては、日本人教師を補佐し、生きた英語を子供たちに伝えるため、各学校へ英語指導助手の派遣をしております。指導助手の英語を聞いたり、指導助手に英語で話しかけたりする場を設定することで、児童・生徒の英語への意欲とともに、より実践的な英語力の向上に努めているところでございます。今後も、これからのグローバル社会の到来に向け、児童・生徒のさらなる英語力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（竹爪） お尋ねします。小学校での外国語活動、中学校での外国語科でいろいろな取り組みをされているようですが、小学校、中学校で英語に親しむような具体的な取

り組みがあれば教えていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 横山教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（横山） 今の答弁の中にもございました英語指導助手という言葉がありました。通称ALTというふうと呼ばれております。これは日本人教師を補佐いたしまして、生きた英語を子供たちに伝える外国の方のことをいいます。あくまでも英語教師の補助という形にはなりませんけども、町費によりましてこの派遣委託をし、このALTを活用し、より身近に外国の方と接し、そして実際に生きた英語を聞いたり話すことによって、英語を学んでもらうようにしているところでございます。

また、小学校におきましては留学生をお招きいたしまして、熊野町の伝統産業である筆について、あるいは町の特産品、また町の施設などを英語、そして身ぶり、手ぶりを交えて伝えるような取り組みを行ったりとか、中学校では修学旅行中に大使館のほうを訪問いたしまして、全て英語で熊野町を紹介したり、PRするといったようなプレゼンテーションを行うといったような取り組みをしている学校もあるところでございます。

このように英語を必然的に使うという取り組みをすることによって、子供たちに英語に興味を持ってもらい、英語を学ぶ意欲を高めるような工夫をしているところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（竹爪） では、中学校の英語教育についてですが、国の教育振興基本計画では、中学校を卒業する生徒のうち、50%が英語検定3級程度かそれより高い英語力を身につけることを目指すとありますが、本町の中学校における英検の受検率、そして英検の保持者の状況などがわかれば教えていただきたいと思います。

また、あわせて両中学のことですが、英語力はいかがなものか、教えていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 横山教育部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（横山） まず、両中学校の英検の受検率でございますが、平成27年12月のデータでございますが、34.6%ということになっております。平成26年度の実績では23%ということになっておりますので、受検率のほうは上がっているということでございます。

また、英検の保持者数でございますが、中学校3年生で見ますと、生徒数が240人のうち実際に英検3級以上を取得している生徒が51人という数字が上がっております。パーセントで言いますと21.3%ということになります。

また、3級以上相当の力を有していると思われる生徒数、これはあくまでも英語担当教員が判断した人数でございますが、こちらが17名ほどいるという結果になっております。そうしますと、あわせて68名ということで、28.3%が英検3級程度以上の能力を有しているということになろうかと思えます。

そして、中学校の英語力ということでございますけれども、平成27年6月に広島県の基礎基本定着状況調査というものが行われております。この結果を見ますと、対象は中学校2年生ということになっておりますが、中学校の英語に関しましては県内の平均を大きく上回っております、県内でもトップレベルの成績をおさめているという状況でございます。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） 竹爪議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○2番（竹爪） 次に、英語教育についてはグローバルに活躍できる人材を育てるという必要性から、大変興味深い県の施策としてのグローバルリーダー育成校の設置についてですが、本町ではどのようにお考えですか。手を挙げるつもりはありますか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） 民法教育部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部長（民法） グローバル育成校につきましては、2月ごろ、県教委のほうから基本構想を記者発表されておりますが、現在のところ、県から正式な情報について入っておりませんので、現在では検討には至っておりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（竹爪） 今の関連ではないんですけど、県の私が新聞報道なんかで見ますと、四つの基準があって、造成をしない、土地があって5万平方メートルというのを書いてありましたので、これはなかなか難しいものだなと私自身も認識はしてはいますが、執行部としてはどのようなお考えかなと思ってました。わかっておりますので、あの辺は、それを認識させてもらったということでございます。

それから、ここ2年間ぐらいでございますけど、筆まつりに海外からの家族連れの方を大変多く見かけるようになってはいますが、そのような交流があることは大変望ましいことと思います。言語だけでなく、文化や生活習慣などを学び、交流する機会が多くあればよいと思うのですが、現在、そのような国際交流の場はありますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） 国際交流の場ということでございますが、町の国際交流事業といたしましては、最近2年間、文化交流といたしまして、米軍岩国基地の隊員、それから御家族の方々、こういった方々を筆まつりにお招きいたしまして、競書大会への参加等の交流を行っておるところでございます。

また、小学生の交流というのもできればしたいと思っておりますが、日程調整等がなかなかつかない状況でございますので、来年度も日程調整等を進めていきたいというふうに考えております。

そのほか、これは先ほど町長の答弁でもありましたが、民間のほうで町内でもホームステイの受け入れをされている御家庭が多々あると伺っております。これは言語は英語に限りませんが、いろんな文化を学ぶという点では、そういった受け入れ家庭として協力されるということは国際交流につながる、そういう機会につながるものと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~  
○2番（竹爪） いろいろ聞かせていただいたんですが、国際交流による多文化交流なども大変貴重な経験になると思います。予算のこともあろうかと思いますが、御検討いただきたいと思います。

冒頭にも申しましたように、これからますます進むグローバル社会に向けて、これからの社会を担っていくであろう子供たちに、英語教育のさらなる充実を期待するとともにお願いして、私からの質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~  
○議長（山吹） 以上で竹爪議員の質問を終わります。

お諮りします。これより日程第6、諮問第1号、日程第7、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、日程第6、諮問第1号及び、日程第7、諮問第2号を一括議題とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~  
○議長（山吹） これより日程第6、諮問第1号及び、日程第7、諮問第2号を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~  
○町長（三村） 諮問第1号及び諮問第2号の、人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

現在の熊野町人権擁護委員のうち、片川委員及び東委員の任期が6月30日で満了することに伴う再任について、人権擁護委員法に基づき議会の意見を伺うものでございます。

今回再任の推薦をいたします片川委員と東委員は、平成25年6月に人権擁護委員に就任され、現在1期目の活動中ではありますが、住民からの信頼と実績もあり、熊野町の人権擁護問題への取り組みに欠かせない人材になっております。お二方ともに職業経験

や人格、知識ともに熊野町の人権擁護委員としてふさわしいと考え、ここに推薦するものでございます。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより諮問第1号について採決します。本案については、片川光さんを適任とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号については片川光さんを適任とすることに決定しました。

続いて、諮問第2号について採決します。本案については、東都茂江さんを適任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号については東都茂江さんを適任とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより日程第8、議案第1号、専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について、報告を求めます。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第1号、専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして説明申し上げます。

専決処分しました熊野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につ

きましては、平成28年度の税制改正大綱により、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令等が昨年12月25日に公布、本年4月1日に施行されたことに伴い、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

改正内容は、本年1月から税関係文書での記載が必要となりましたマイナンバーについて、各申請書類等における記載の必要性を再検討した結果、町県民税の減免申請書及び特別土地保有税の申告書においてはマイナンバーの記載が不要とされたことから、記載欄を設けないように改正するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第1号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより日程第9、議案第2号、専決処分した平成27年度熊野町一般会計補正予算（専決第1号）の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 専決処分した平成27年度熊野町一般会計補正予算（専決第1号）の報告及び承認につきまして御説明申し上げます。

平成27年度熊野町一般会計補正予算（専決第1号）については、くまの・みらい交流館（仮称）太陽光発電設備工事の工事完了が来年度となる見込みとなったことから、地方自治法第213条第1項の規定により、来年度に繰り越して工事を実施することとし、専決処分したものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第2号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第2号については原案のとおり承認されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） これより日程第10、議案第3号、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 議案第3号、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

連携中枢都市圏制度は、人口減少・少子高齢社会においても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するために、指定都市など一定の要件を満たす連携中枢都市が近隣市町と連携協約を締結することにより、圏域を形成し、各種施策に連携して取り組む制度でございます。本町を含む、広島広域都市圏域24市町による中枢連携都市圏を

形成するため、広島市と連携協約の締結に関する協議を行うことについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山野議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（山野） 午前中の沖田議員のところで、子育てのところの保育所の延長保育、あるいは早朝保育なんかの場合で、連携してそういった場合には広島市あるいは呉市のところで利用できるということになりますが、逆に言うと、今度熊野町が待機児童ゼロでやっておりまして、それで広島市が待機している乳幼児、あるいは園児がこちらに入りたいというようなことがあった場合に、熊野町を優先するのか、他の町を優先するのか、その辺の兼ね合いとか、なったときにどういう考え方をするのかということをお聞きしたいと思うんですけど。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 実は、この連携中枢都市圏制度で24市町が連携して行う事業の中には、今、山野議員が御質問にありました通常保育は含まれておりません。午前中に沖田議員の御質問にありましたように、病児・病後児保育、それと一時保育がこの連携のほうの対象事業ということで、来年度から事業が連携で対応していくということになります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（山野） 一時保育というのも、今聞くところによると熊野町で保育しているのに待機児童はいらっしゃるんですか、いないんですか。

~~~~~○~~~~~


協議につきまして、御説明いたします。

行政の処分に関し国民に広く申し立ての道を開く行政不服審査制度は、昭和37年に制定されて以後、大きな改正もなく現在まで運用されてまいりました。しかしながら、国民の権利意識が変化していく中で、行政手続法や行政事件訴訟法が制定されるなど、不服審査制度を取り巻く環境は大きく変化し、審理の公正性の確保など、時代に即した制度の見直しが喫緊の課題となってまいりました。

こうしたことから、平成26年に法律の全部改正が行われ、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、改正行政不服審査法が制定されることとなりました。

資料の7ページ、資料4をごらんください。中央の図で説明させていただきます。資料7ページ、資料4でございます。

図、左側の現行の制度においては、町が行った行政処分について住民の方から不服の申し立てがあった場合は、町の内部でその申し立てと行政処分の違法性等について審査し、実質的には処分を下した機関が裁決を行う流れとなっております。

図、右側の改正後の新制度においては、住民の方から審査請求が行われた場合には、その行政処分に直接携わっていない職員を審理員として指名します。審理員は、資料の収集や職員への質問等により審理し、その処分が適法・適正に行われたかを取りまとめ、意見書として町へ提出いたします。町は、この意見書について、弁護士などの有識者で組織される第三者機関の行政不服審査会へ諮問し、審理員の意見書の適正性について審査が行われた後、町へ答申されます。その答申を受け、町は審査請求をした住民の方に裁決を通知するという流れとなります。このように、外部機関である行政不服審査会が関与することで、裁決に至るまでの公平性と透明性が確保される仕組みとなっております。

このたびの県との協議につきましては、この第三者機関である行政不服審査会について、各自治体がそれぞれに設置するのではなく、県が設置した審査会にその審査事務を委託しようとするものでございます。

規模の大きくない町においては、審査会の委員の確保の問題や、審査請求の件数がそれほど多く見込めないこと、そして何より、処分を行った町が全く関与していない審査会において審査されることで、公平性と透明性が担保される利点から、審査会事務を委託することとして、広島県と協議を行うものでございます。

ただし、町の情報公開条例と個人情報保護条例に基づいた処分等に対する審査請求については、それぞれの条例で設置される審査会において、実質的に審理員と行政不服審査会の役割を担っていることから、今回の事務委託から外れることとなっております。

なお、この事務委託は県内18市町が予定しており、これに要する費用は、審査会の開催1回あたり1万8,000円に、基本となる事務費を委託団体の数で案分した4万2,000円が加算されます。年間の審査会の開催回数が多ければ、その分年間の委託料がふえることとなります。

なお、委託の開始は、改正法の施行日である本年4月1日からを予定しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第4号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） お諮りします。これより日程第13、議案第6号、くまの・みらい交流館の設置及び管理等に関する条例案について、日程第14、議案第7号、熊野町出張所

設置条例及び熊野町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、日程第13、議案第6号及び、日程第14、議案第7号を一括議題とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(山吹) これより日程第13、議案第6号及び、日程第14、議案第7号を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第6号、くまの・みらい交流館の設置及び管理等に関する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

くまの・みらい交流館の設置及び管理等に関する条例案につきましては、このたび都市再生整備計画事業により神田地区へ建てかえ移転します熊野西公民館の、公民館としての位置づけ、名称等を変更し、新たにくまの・みらい交流館として管理運営していくために必要となる規定を整備するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長から説明をさせます。

続きまして、議案第7号、熊野町出張所設置条例及び熊野町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町出張所設置条例及び熊野町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、現在の西公民館を廃止し、くまの・みらい交流館の使用を開始することに伴い、既存の条例に必要な改正を行うものでございます。

具体的には、熊野町出張所設置条例において規定している熊野町西出張所の位置をくまの・みらい交流館へ移転するため位置の改正を、熊野町立公民館の設置及び管理等に関する条例において規定している西公民館の住所、利用できる施設等に関連する記載を削除し、あわせて公民館運営審議会の委員の定数に一定の幅を持たせるようにするものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 中村生涯学習課長。

~~~~~○~~~~~

○生涯学習課長（中村） それでは、議案第6号、くまの・みらい交流館の設置及び管理等に関する条例案につきまして御説明いたします。

熊野西公民館は、昭和42年建設の施設であり、近年は施設の老朽化が著しい上に、2階建てでありながらエレベーターも設置していないなど、バリアフリーに対応しておりませんでした。また駐車場も大変狭く、利用者の皆様には大変御迷惑をおかけしておりました。そうしたことから、このたび国土交通省が所管する都市再生整備計画事業により、同じ熊野団地内の神田地区町有地に建てかえ移転をいたします。

また、これまで熊野西公民館が行ってまいりました生涯学習推進事業に加え、住民の多世代交流の推進を図ることを目的として加えまして、名称をくまの・みらい交流館として設置をするものでございます。今回、くまの・みらい交流館の設置に伴い、必要となります各種規定を条例として定めるものでございます。

議案の条例文と合わせながら、資料21ページ、資料6をごらんください。資料6中ほどの、2、主な規定内容で御説明いたします。

第1条から第2条では、交流館を設置する目的と設置する場所、住所は神田15番4号となりますので、これを明記しております。

次に、第3条では交流館が行う事業として、これまで公民館が行ってまいりました生涯学習の推進に係ることに、多世代交流に関することを加えております。

第4条から第7条では、交流館に館長の他に必要な職員を置くこととし、部屋の使用許可、使用制限などの権限を、館長に委任することとしております。

第8条から第10条では、交流館使用者が納めるべき使用料の額、使用料の減免規定、並びに使用料を返還する場合の規定を設けております。使用料は条例案の別表をごらんください。

なお、このたびの各部屋の使用料の設定に当たりましては、町内各公共施設との均衡を図ることとし、各部屋の面積当たりの単価がおおむね同程度となるように設定し、これまで西公民館で活動されていた皆様に急激な負担増が生じないよう配慮しております。

次に、第11条から第12条では、使用者が使用した後の原状回復義務と、施設や設備を破損・汚損した場合の損害賠償義務を明記しております。

第13条では、この条例の施行に関して必要となる事項を教育委員会規則に委任する

こととして、明記しております。

最後に、この条例の施行期日でございますが、建物の完成、引き渡しを3月22日に予定しており、4月1日を施行日としています。その後、4月16日土曜日に落成式、内覧会を行い、引っ越し作業など開館準備期間を設け、5月9日月曜日を開館予定日としております。

説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

大瀬戸議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（大瀬戸） これまでの西公民館から交流館という形になるということなんですが、これは法律的に何か、法律とか仕組み的な背景が変わるということではないかなと思うんですが、そのあたりの何が変わるのかというところをちょっと聞いてみたいんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 中村生涯学習課長。

~~~~~○~~~~~

○生涯学習課長（中村） このたびの西公民館の建てかえにつきましては、熊野団地都市再生整備計画事業に組み込み、地域交流センターの建設事業として進めてまいりました。その要因の一つといたしましては、公民館利用者の高齢化や固定化があり、近年衰退傾向にありました。したがって、これまで公民館が担っていた住民の生涯学習に地域交流、多世代交流をプラスアルファし、より住民の交流が活性化するような施設を目指したいと思います。

また、社会教育法に基づく公民館の場合、民間企業の利用に制限がありましたが、交流館とすることで企業の利用もある程度緩和していくことが可能となります。施設の管理・運用における細かな規定は規則で定めることといたします。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 沖田議員。



名称が変わっただけで、町民の方にとっては西公民館という認識のもとに使用されるのではないかと思いますので、今までの熊野町の西出張所としての業務というものは引き続きしていただけるものと思われているのではないかと思います。その点についていかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 西出張所のほうは交流館のほうに移動します。ですから、みらい交流館の中に出張所が入っておることになります。これが議案第7号のほうに規定されている位置の変更ということでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（藤本） 先ほどの課長の話でくまの・みらい交流館、すごく使いやすくなるのかなというふうに感じているわけですが、この際、また時間があるようであれば、ネーミングライツといいまして、命名権、熊野町のお金持ちじゃないけど、企業の方に公募という形でしてみるのはどうでしょうか。もっといえば、くまの・みらい交流館としてもっと命名権がついたら、命名権というか、ネーミングライツとして何かの企業の名前がつくともっと軽く感じられて、親しみやすいのかなと思うんですが、どうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 岩田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（岩田） ネーミングライツの件は実は全然検討してございませんでした。坂町とかはそういった例がございますので、今後、あるいは歳入にもなると思いますので、検討はしてまいりたいとは思いますが、今回は全然検討しておりませんでした。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（藤本） ということは、来年とか再来年、命名権で公募するということは考えられますか。そこまで聞いていいのかわかりませんが。

〇議長（山吹） 岩田総務部長。

〇総務部長（岩田） このくまの・みらいに限ってそういうことを考えるということはないというふうには思うんですけども、町内の施設で今後第6次になるんですかね、今度行革大綱を今からつくっていったりしますが、そういった中でそういう検討が審査会等で審議されていくように、考えていきたいとは思います。

〇議長（山吹） ほかにありませんか。  
立花議員。

〇3番（立花） 備考の欄に書いてあるんですが、3番の町外の者を、使用者ですかね、使用者または使用団体の人員の半数以上が町外居住者で構成されている場合、使用する場合は使用料は倍額とするということなんですが、これは町外と町内というのをどのように判定をするんですか。マイナンバーでも使われるんでじゃないかと思ったりしてるんですが、そこらあたりはどうでしょうか。

〇議長（山吹） 中村生涯学習課長。

〇生涯学習課長（中村） そこは使用される方を信じて、申請書に町内、町外と書く欄がございますので、それで判断してまいりたいと思います。

〇議長（山吹） 立花議員。

〇3番（立花） 信じるというか、それはよくわかるんですが、一応規定ぐらいには何か残してもらわないと、それ以外のことで多分どこのところでもこれはいいかげんになってるんじゃないかと思えます。いいかげんになっておっても別にどうこういうことはないと思うんですが、使用者が多ければ。だけど、こういうところにある程度書いてあるということはどうかと思って私は質問したんですがね。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） これより日程第15、議案第8号及び、日程第16、議案第9号を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第8号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院勧告に基づき実施される特別職の国家公務員の改定内容に準じ、年間の期末手当を0.05カ月分引き上げるものでございます。この改正により、年間の総支給月数は3.15カ月となり、1人当たり年間で約1万6,000円の増額となります。

続きまして、議案第9号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院勧告に準じ、期末手当の支給月数を改正するものでございます。

内容につきましては、年間の期末手当について0.1カ月の引き上げを行い、総支給月数は一般職と同様4.2カ月となります。影響額といたしましては、年間で約25万7,000円の増額となります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第8号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第9号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(山吹) これより日程第17、議案第10号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第10号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院等の勧告に基づく職員の給与改定、また労働基準法等の関係法令に基づき職員の勤務1時間当たりの単価の算出方法について見直しを行うとともに、地方公務員法の一部改正を受け、職員の職の職務を給料表の等級ごとへ位置づけるための「等級別基準職務表」を新たに規定する等、条例全般について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(山吹) 宗條総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長(宗條) それでは、議案第10号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料の31ページ、資料10をごらんください。

初めに、1の趣旨でございます。提案説明にございましたとおり、このたびの条例案

は、人事院勧告や広島県人事委員会勧告等に基づく給与改定、労働基準法等の労働関係法令に基づく職員の勤務1時間当たりの単価の算出方法の改定、及び地方公務員法の一部改正による等級別基準職務表の制定を大きな柱としております。

それでは、個別の改正内容につきまして、順に御説明申し上げます。

2の人事院勧告等に基づく給与改定の(1)改正内容をごらんください。条例案では、第1条及び第2条となります。

まず、①の給料でございますが、平成27年4月分の給与において、国家公務員の給料が民間を下回っていたことから、若年層を中心とした幅広い階層で給料表の引き上げを行い、引き上げ幅はおおむね0.5%となります。

次に、②の勤勉手当でございますが、平成27年12月分の支給月数を0.75カ月から0.85カ月へ、0.1カ月の引き上げを行います。

なお、③の勤勉手当につきましては、平成28年度以降の勤勉手当について、引き上げ分の0.1カ月を6月分及び12月分に0.05カ月ずつ均等に配分する内容でございますので、資料の表にもございますように、勤勉手当の年間支給月数は平成27年度と同様、変更はございません。

これらの改正による職員全体の年間の影響額につきましては、(2)に記載しておりますように、給料が約181万1,000円、勤勉手当が約499万8,000円の増額となります。

なお、給料の引き上げに伴い連動して算定される地域手当、管理職手当、時間外勤務手当等の各種職員手当、及び広島県市町村職員共済組合に対する共済費について、総額で約202万1,000円の増額となります。

施行日につきましては、(3)にございますように、給料表及び平成27年度の勤勉手当に係る第1条の改正内容は、平成27年4月1日に遡及して適用し、平成28年度の勤勉手当に関する第2条の改正内容は、平成28年4月1日から施行いたします。

なお、第1条の改正により既に支給しました給与との差額分については、別途支給することといたします。

資料裏面をごらんください。

続きまして、3の職員の勤務1時間当たりの単価の算出方法の改定をごらんください。職員の勤務1時間当たりの単価の算定につきましては、労働基準法等の関係法令に基づき、年間に受けるべき給料額を、年間の所定労働時間数で除して算出することとされて

おりますが、祝日及び年末年始の休日は所定労働時間から除くものとされていることから、（１）の改正内容にもございますように、その算定方法を改めるものでございます。

この改正による単価の影響額といたしましては、平成２７年度の時間外勤務手当の支給対象職員１３０人で試算した場合、平日の普通勤務時における時間外単価が１人当たり平均で１８０円の増となります。同様に、平日の深夜勤務時における時間外単価が２１６円、休日の普通勤務時で１９４円、深夜勤務時では２３０円の増となります。

なお、参考といたしまして、今年度１月末までの時間外勤務実績に当てはめた場合の影響額は、１人当たり平均で約１万７，０００円の増額となります。

施行日につきましては、平成２８年４月分の時間外勤務手当の算定から適用することとし、平成２８年４月１日といたします。

続きまして、４の等級別基準職務表の規定をごらんください。等級別基準職務表につきましては、地方公務員法の一部改正を受け、給与における職務給の原則の徹底を図るという趣旨に基づき、新たに条例へ規定するものでございます。

資料４２ページの新旧対照表をごらんください。右側、改正後の欄にございますように、等級別基準職務表へは、給料表の１級から６級までの各等級に分類される標準的な職の職務を定めることとなりますが、職員数が極めて少数の職務や経過的に置かれている職の職務など、本表に記載のない職の職務につきましては、別途規則で定めることとしております。こちらの規定も平成２８年４月１日の施行といたします。

なお、各等級への格付の運用について透明性を図る観点から、等級及び役職ごとの職員数については、平成２８年度から公表が義務づけられております。

最後に、その他の改正内容といたしまして、行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い、条文の整理を行っております。

説明は、以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第10号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第10号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより日程第18、議案第11号、熊野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第11号、熊野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法の一部改正を受け、関連条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 宗條総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（宗條） それでは、議案第11号、熊野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

本条例は、地方公務員法の一部改正に基づくものであり、関連する四つの条例をあわせて改正するものでございます。

お手元にお配りしております資料の43ページ、資料11をごらんください。

条例案の第1条、熊野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、地方公務員法の一部が改正され、条例で定める人事行政の運営についての公表項目として、新たに人事評価の状況及び退職管理の状況が追加されたことから、この項目を追加

するとともに、不要となる文言を削除するなど、所要の改正を行うものでございます。

資料の44、45ページをお願いいたします。

次に、条例案の第2条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、及び第3条、職員の特殊勤務手当に関する条例、並びに第4条、職員の旅費に関する条例につきましては、地方公務員法の改正に伴い、これら三つの条例の制定根拠条項にずれが生じたことから、関連する条例としてあわせて改正するものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第11号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第11号については原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（山吹） これより日程第19、議案第12号、熊野町立学校給食審議会条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 議案第12号、熊野町立学校給食審議会条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を説明申し上げます。

平成28年度から熊野町立中学校で学校給食を開始することに伴い、中学生の保護者に熊野町立学校給食審議会委員を委嘱することができるよう、条例の中に中学生を指す

「生徒」の文言を加え、あわせて給食審議会の委員の定数に一定の幅を持たせるようにするものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第12号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第12号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） これより日程第20、議案第13号、熊野町社会体育施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第13号、熊野町社会体育施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町社会体育施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、熊野町民グラウンドの南東側のり面上の多目的広場の一部を、このたび多目的グラウンドとして社会体育施設の一つに加え、利用料金を設定するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~



のことは全然、ここの中には入ってないんですか。入ってない。全然関係ないところですか、これは。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） 中村生涯学習課長。

~~~~~○~~~~~

○生涯学習課長（中村） あそこは町民グラウンドの敷地の中に入っておりません。

~~~~~○~~~~~

○議長（山吹） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山吹） これをもって討論を終結します。

これより議案第13号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山吹） 異議なしと認めます。よって、議案第13号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開はあす9日、9時半といたします。

（散会 16時38分）